

# 第6期苫小牧市障がい福祉計画 (素案)

令和 3 年 月

苫 小 牧 市



## < 目 次 >

第1章 第6期障がい福祉計画の策定に当たって -----	1
I 計画策定の概要 -----	1
1 計画策定の背景	
2 計画の目的	
3 計画の期間	
4 計画の位置付け	
II 障がい者施策を取り巻く環境 -----	4
1 障がいのある方の人口推移	
2 障がい者制度改革とノーマライゼーション	
III 障害福祉サービスの利用状況 -----	7
1 訪問系サービス	
2 居住系サービス	
3 日中活動系サービス	
4 障害児通所支援サービス	
5 相談支援サービス	
6 地域生活支援事業	
第2章 計画の基本的な考え方 -----	1 1
I 基本理念 -----	1 1
II 基本方針 -----	1 1
III 障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標 -----	1 2
1 福祉施設から一般就労への移行	
2 相談支援体制の充実・強化	
3 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	
【参考】国指針により示された第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 成果目標 -----	1 3
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標	
2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
3 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について	
4 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標に ついて	
5 障がい児支援の提供体制の整備	
6 相談支援体制の充実・強化等	
7 障がい福祉サービス等の質の向上	

第3章 障害福祉サービス等の必要量の見込み	-----	15
I 障害福祉サービス等の体系	-----	15
II サービス量の見込み(活動指標)	-----	16
1 訪問系サービス		
2 日中活動系サービス		
3 居住系サービス		
4 障害児通所支援サービス		
5 相談支援サービス		
6 地域生活支援事業		
【参考】地域生活支援事業による相談支援体制と協議会		
第4章 計画の推進	-----	24
資料編 当事者アンケート・パブリックコメント	-----	25
I 当事者アンケートの概要	-----	25
II アンケート結果	-----	26
III パブリックコメントの実施状況	-----	46

■ 「障がい」のひらがな表記について ■

この計画書では、次の場合を除いて、「障がい」とひらがな表記をしています。

- ① 法令等で定義され、又は法令等から引用している用語
- ② 制度や事業の名称のほか、団体、施設名等の固有名詞
- ③ 学術用語や医学等の専門用語として漢字表記が通例である用語

## 第1章 障がい福祉計画の策定にあたって

### I 計画策定の概要

#### 1 計画策定の背景

障害保健福祉施策は、これまで様々な変遷を経て現在の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」とします。）に至っています。障害者総合支援法は障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人として、尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

「障害者総合支援法」では、障がいのある人に必要なサービスが提供されるよう、将来に向けた計画的なサービス提供体制の整備を進める観点から、国の定めた基本的な指針に即し、数値目標と必要なサービス量の見込み等を記載した障害福祉計画を策定することとされています。

本市では、障害者自立支援法により、市町村に策定が義務付けられてきた障がい福祉計画を施行以来5期にわたり策定しサービス提供体制の整備を進めてきました。これまでの障がい福祉計画では、国が定めた基本指針に即して、障がいのある方の生活支援の基盤整備に係る部分について各年度におけるサービス量等を見込むとともに、地域生活への移行や一般就労への移行の目標値を明らかにすることで、必要なサービスが提供されるよう努めてきたところです。また、第5期障がい福祉計画では、平成28年6月に公布された障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により策定が義務付けられた障害児福祉計画についても本計画と一体的に策定しています。

#### 2 計画の目的及び位置付け

本市の障がい者施策の推進を定める計画には、「苫小牧市障がい者計画」と「苫小牧市障がい福祉計画」があります。また、策定を義務付けられた「市町村障害児福祉計画」として、「苫小牧市障がい児福祉計画」はこの計画と統合し策定しています。

これらの計画の違いは次のとおりですが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供が「苫小牧市障がい者計画」上の施策として位置づけられているため、「苫小牧市障がい福祉計画」は、当該施策の実施計画としての側面を併せ持っています。

##### ○苫小牧市障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画として、平成25年に国

が策定した「障害者基本計画」及び同年に北海道が策定した「第2期北海道障がい者基本計画」を基本としながら、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に定めるものです。

○苫小牧市障がい福祉計画

障害者総合支援法88条第1項に規定する市町村障害福祉計画として、国が定める基本指針に即し、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するための事項を定めるものです。

○苫小牧市障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児計画として、国が定める基本指針に即し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施を確保するための事項を定めるものです。

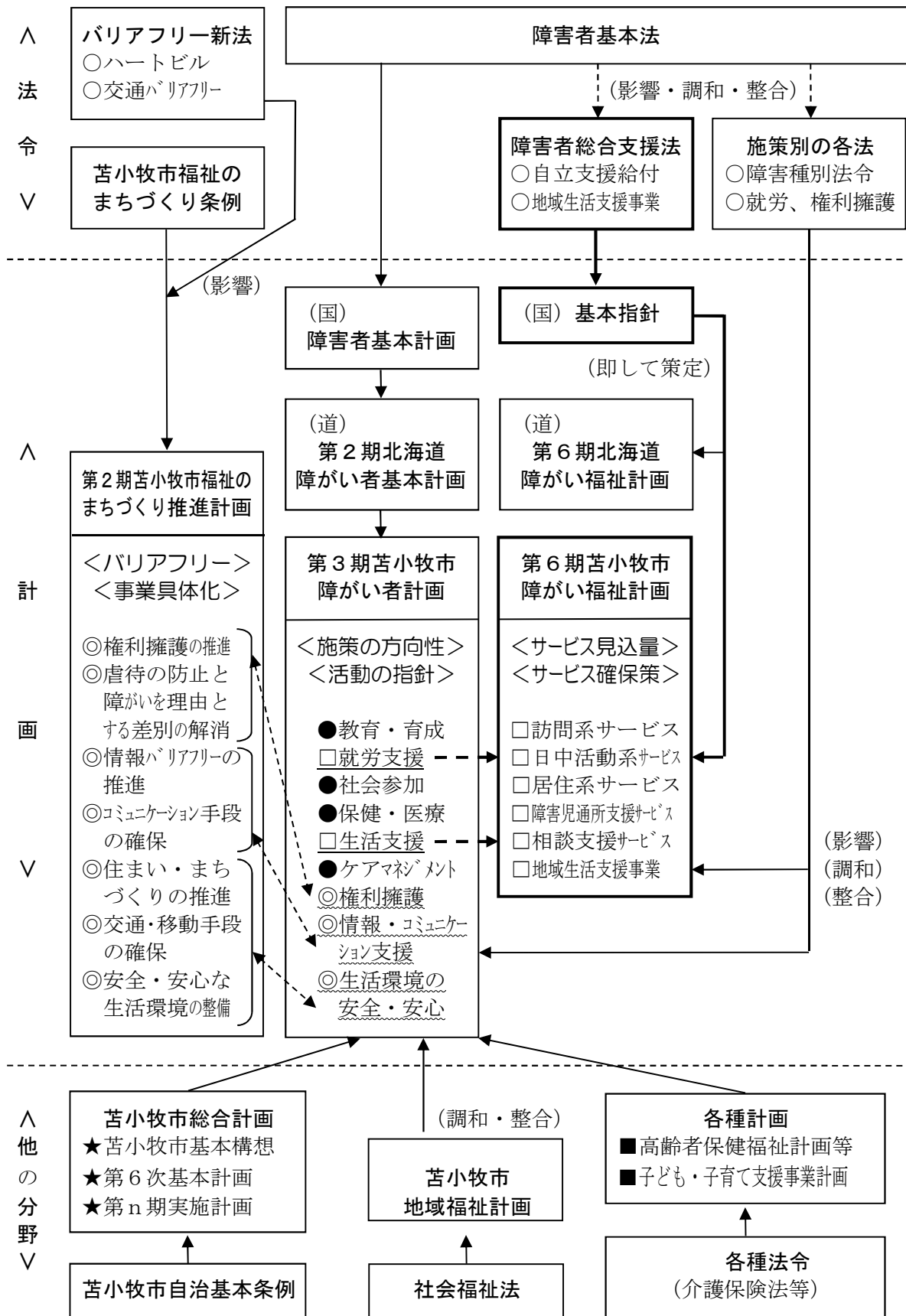
### 3 計画の期間

計画は、3年を1期として作成し3年ごとに見直すこととされており、第6期障がい福祉計画の期間は令和3年度から令和5年度までとします。

年度 計画の種類	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
苫小牧市総合計画	第6次基本計画 H30～R4 (2018～2022)					第7次基本計画 R5～ (2023～)	
苫小牧市障がい者計画	第3期 後期 H30～R4 (2018～2022)					第4期 R5～ (2023～)	
苫小牧市障がい福祉計画 ※障がい児福祉計画を含む	第5期 H30～R2 (2018～2020)			第6期 R3～R5 (2021～2023)			第7期 R6 (2024～)
苫小牧市高齢者保健福祉計画 苫小牧市介護保険事業計画	第7期 H30～R2 (2018～2020)			第8期 R3～R5 (2021～2023)			第9期 R6 (2024～)

#### 4 障がい福祉計画の位置付け

##### < 苫小牧市障がい福祉計画の位置付け >

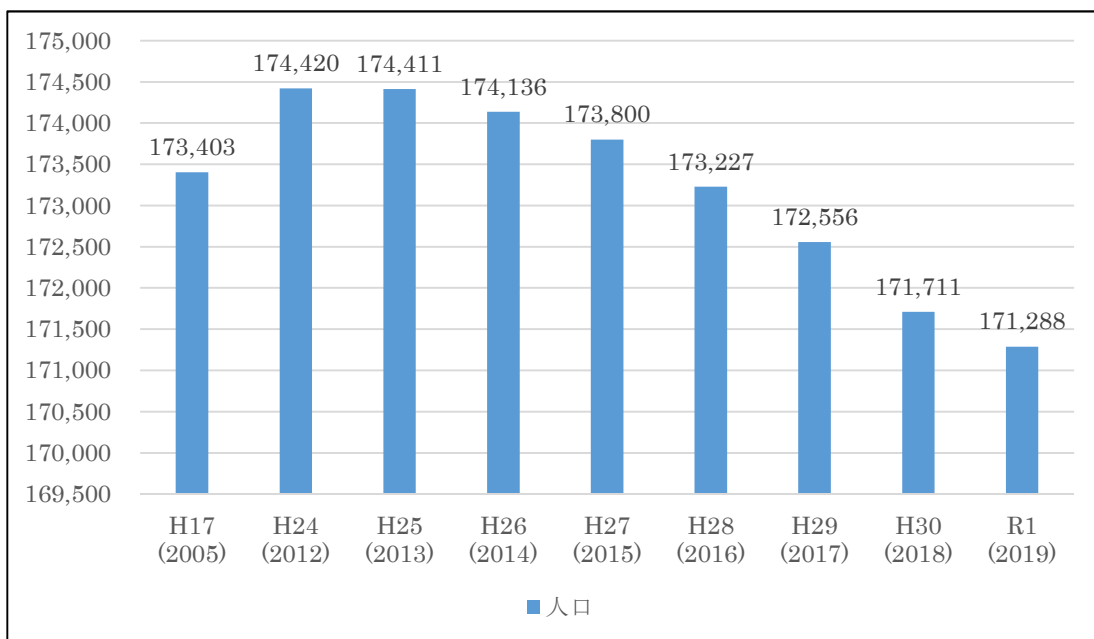


## II 障がい者施策を取り巻く環境

### 1 障がいのある方の人口推移

厚生労働省の人口動態調査では2006年（平成18年）から人口減少社会が始まっていますが、本市における人口動態は2012年（平成24年）をピークとして人口減少が始まっています。このような中、障がい者手帳の交付件数は、障害者自立支援法の施行前である平成17年度末と比べ身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳全てにおいて増加しています。

○人口動態 (住民基本台帳 各年9月末時点)



○苫小牧市における障がい者手帳交付台帳への登載数 (各年度末現在、単位：件)  
(下段の%は前年度比の増減割合)

	身体障害者手帳交付台帳 (障がいごとの延べ件数)				
	総数	肢体不自由	内部障がい	視覚・聴覚等	内17歳以下
平成17年度	10,234	7,128	1,409	1,697	239
平成29年度	11,138 (▲0.30%)	7,656 (▲0.66%)	2,200 (1.38%)	1,282 (▲1.00%)	305 (3.74%)
平成30年度	11,114 (▲0.22%)	7,581 (▲0.98%)	2,246 (2.09%)	1,287 (0.39%)	289 (▲5.25%)
令和元年度	11,184 (0.63%)	7,606 (0.33%)	2,312 (2.94%)	1,266 (▲1.63%)	304 (5.19%)



	療育手帳交付台帳				精神障害者保健福祉手帳交付台帳
	総数	A(最重度・重度)	B(中度・軽度)	内 17 歳以下	
平成 17 年度	1,181	457	724	256	527
平成 29 年度	1,481 (0.00%)	473 (▲4.64%)	1,008 (2.34%)	386 (8.12%)	1,081 (▲6.33%)
平成 30 年度	1,836 (23.97%)	549 (16.07%)	1,287 (27.68%)	474 (22.80%)	1,144 (5.83%)
令和元年度	1,953 (6.37%)	555 (1.09%)	1,398 (8.62%)	507 (6.96%)	1,207 (5.51%)

注 1 身体障害者交付台帳の数値は、障がいごとの延べ件数で集計しています。

## 2 障がい者制度改革とノーマライゼーション

「障害者の権利に関する条約」の批准をひとつの到達点とする、国の障がい者制度改革推進本部・障がい者制度改革推進会議の取組は、「障害者基本法」の改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、更には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定をもたらしました。いずれも、障害者自立支援法の施行前から動きが強まっていた、障がいのある方の自己実現やノーマライゼーションの理念の具体化を推進するものです。

一方、これまでの障がい福祉計画で指摘していた「障がいのある方が地域で自立した生活を営むための環境」づくりや、「日中、障がいのある方が地域でいきいきと活動し、安心して地域で暮らせる社会」づくりは、道半ばであるといえます。このため、これらの課題に取り組む上で、次の事項に留意しながら、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供を軸とした施策を引き続き展開していく必要があります。

### ○ 障害福祉サービス等の体系 ○

	障害福祉サービス等		障害児通所支援等	地域生活支援事業
	介護給付	訓練等給付		
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居宅介護（ホームヘルプ）</li> <li>● 重度訪問介護</li> <li>● 同行援護</li> <li>● 行動援護</li> <li>● 重度障害者等包括支援</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動支援事業</li> </ul>
日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 療養介護</li> <li>● 生活介護</li> <li>● 短期入所（ショートステイ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立訓練（機能訓練）</li> <li>● 自立訓練（生活訓練）</li> <li>● 宿泊型自立訓練</li> <li>● 就労移行支援</li> <li>● 就労継続支援A型</li> <li>● 就労継続支援B型</li> <li>● 就労定着支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童発達支援</li> <li>● 医療型児童発達支援</li> <li>● 居宅訪問型児童発達支援</li> <li>● 放課後等デイサービス</li> <li>● 保育所等訪問支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動支援センター事業</li> <li>● 日中一時支援</li> </ul>
居住系	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設入所支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共同生活援助（グループホーム）</li> <li>● 自立生活援助</li> </ul>	—	—
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画相談支援</li> <li>● 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）</li> <li>● 基本相談支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害児相談支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援事業</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立支援医療（育成・更生・精神通院）</li> <li>● 補装具費の支給</li> </ul>		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コミュニケーション支援事業</li> <li>● 日常生活用具給付事業</li> <li>● その他の事業</li> </ul>

※ 「障害福祉サービス等」は障害者総合支援法に、「障害児通所支援等」は児童福祉法にそれぞれ基づいたサービスである。このうち「児童発達支援」「放課後等デイサービス」は、平成23年度までは障害者自立支援法（当時）の「児童デイサービス」として位置付けられていた。

※ 「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第77条の規定により本市が行う事業である。

### Ⅲ 障害福祉サービスの利用状況

#### 1 訪問系サービス

サービス種別		単位	第4期			第5期			
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
訪問系	居宅介護	計画	H/月	5,910	6,910	8,080	7,690	8,310	8,970
			人/月	-	-	-	437	474	514
		実績	H/月	6,129	6,719	6,922	6,525	6,757	6,889
			人/月	-	-	-	452	490	428
	重度訪問介護	計画	H/月	450	450	450	450	450	450
			人/月	-	-	-	3	3	3
		実績	H/月	397	421	447	408	307	296
			人/月	-	-	-	6	6	2
	同行援護	計画	H/月	350	400	450	480	510	540
			人/月	-	-	-	70	75	79
		実績	H/月	388	418	429	380	381	120
			人/月	-	-	-	65	65	56
	行動援護	計画	H/月	320	360	400	200	240	280
			人/月	-	-	-	10	12	140
実績		H/月	11	12	20	18	18	9	
		人/月	-	-	-	1	1	1	
重度障害者等 包括支援	計画	H/月	150	150	150	150	150	150	
		人/月	-	-	-	1	1	1	
	実績	H/月	0	0	0	0	0	0	
		人/月	-	-	-	0	0	0	

※R2の項目は見込みの数値

訪問系サービスは全てのサービスが見込量を下回る実績となっていますが、第4期計画期間との実績比較では、重度訪問介護を除き概ね横ばいでの推移となっています。今後、障がい者の高齢化や介護者の高齢化等により、利用ニーズは増加すると思われるため、介護者の人材確保及び育成によるサービス提供体制の整備が求められます。

#### 2 居住系サービス

サービス種別		単位	第4期			第5期			
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
居住系	自立生活援助	計画	人/月	-	-	-	10	15	20
		実績	人/月	-	-	-	0	0	0
	施設入所支援	計画	人/月	265	260	256	265	257	249
		実績	人/月	264	258	260	259	263	251
	共同生活援助	計画	人/月	188	199	210	230	237	245
		実績	人/月	206	215	238	254	277	286

※R2の項目は見込みの数値

施設入所支援は減少傾向で、共同生活援助については増加傾向となっていることから、地域生活への移行が推進されたものと読み取れます。今後、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた支援体制の強化が求められます。

### 3 日中活動系サービス

サービス種別		単位	第4期			第5期			
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
日中活動系	療養介護	計画	人/月	35	35	35	33	34	34
		実績	人/月	32	32	33	32	30	31
	生活介護	計画	人日/月	10,830	11,700	12,640	10,522	10,627	10,733
			人/月	521	555	591	545	549	554
		実績	人日/月	9,986	10,207	10,157	10,311	10,466	10,590
			人/月	500	510	546	545	551	535
	短期入所 (福祉型) (医療型)	計画	人日/月	326	366	416	723	1,008	1,409
			人/月	31	36	41	107	129	155
		実績	人日/月	255	266	314	272	319	230
			人/月	34	36	40	99	93	46
	自立訓練 (機能訓練)	計画	人日/月	22	22	22	22	22	22
			人/月	1	1	1	1	1	1
		実績	人日/月	0	0	0	0	0	0
			人/月	0	0	0	0	0	0
	自立訓練 (生活訓練) (宿泊型)	計画	人日/月	572	616	660	1,091	1,205	1,337
			人/月	26	28	60	67	74	83
		実績	人日/月	660	741	850	604	398	398
			人/月	33	38	50	47	33	23
	就労移行支援	計画	人日/月	1,250	1,460	1,700	892	924	956
			人/月	68	76	85	69	75	81
実績		人日/月	652	550	593	539	496	365	
		人/月	38	33	66	44	42	24	
就労継続支援 A型	計画	人日/月	2,250	2,900	3,476	2,163	2,228	2,295	
		人/月	110	132	158	121	124	128	
	実績	人日/月	1,970	2,084	1,710	1,488	1,640	1,763	
		人/月	100	109	159	85	102	93	
就労継続支援 B型	計画	人日/月	7,810	8,900	10,150	8,325	8,825	9,354	
		人/月	446	491	540	548	581	616	
	実績	人日/月	6,913	7,232	7,805	8,316	9,122	9,711	
		人/月	440	461	600	608	663	618	
就労定着支援	計画	人日/月	-	-	-	100	150	200	
		人/月	-	-	-	10	15	20	
	実績	人日/月	-	-	-	1	1	0	
		人/月	-	-	-	1	1	0	

※R2の項目は見込みの数値

生活介護・就労継続支援B型については概ね見込量と同程度の実績となっており、利用者数は増加傾向となっています。就労移行支援については、見込量を下回っています。障がいのある方の地域での生活の充実を図るため、日中活動系サービス提供事業所の体制確保が求められます。

#### 4 障害児通所支援サービス

サービス種別		単位	第4期			第5期			
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
障害児支援	・児童発達支援 ・医療型 児童発達支援 ・居宅訪問型 児童発達支援 ・放課後等 デイサービス	計画	人日/月	2,200	2,320	2,440	3,774	4,354	5,059
			人/月	390	410	430	693	753	820
		実績	人日/月	2,775	3,665	4,046	4,652	4,794	4,821
			人/月	426	502	542	812	799	673
	保育所等訪問支援	計画	人日/月	20	30	40	48	65	88
			人/月	10	15	20	27	32	38
		実績	人日/月	7	14	4	1	1	0
			人/月	5	9	2	3	1	0

※R2の項目は見込みの数値

児童発達支援については平成30年度を除き見込量内での推移となっておりますが、放課後等デイサービスについては見込量を大きく上回る状況となっております。

#### 5 相談支援サービス

サービス種別		単位	第4期			第5期			
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
相談支援	計画相談	計画	人	242	258	275	309	323	337
		実績	人	259	265	303	327	342	342
	地域相談支援 (地域移行)	計画	人	8	12	13	5	6	6
		実績	人	1	1	3	1	0	0
	地域相談支援 (地域定着)	計画	人	34	39	45	4	4	5
		実績	人	0	1	2	3	2	1
	障害児 相談支援	計画	人	-	-	-	59	63	68
		実績	人	-	-	-	282	224	220

※R2の項目は見込みの数値

計画相談は増加傾向にあることから、相談支援専門員の確保など体制整備が必要な状況です。

## 6 地域生活支援事業

活動指標		単位	第4期			第5期		
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
1 理解促進研修・啓発事業	計画		—	—	—	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有	有
2 自発的活動支援事業	計画		—	—	—	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有	有
3 相談支援事業								
障害者相談支援事業	計画	箇所	有	有	有	2	2	2
	実績	箇所	有	有	有	3	3	3
基幹相談支援センター	計画		有	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有	有
市町村相談支援事業 機能強化事業	計画		有	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	計画		有	有	有	有	有	有
	実績		無	無	無	有	有	有
4 成年後見制度 利用支援事業	計画	人	10	12	15	8	10	12
	実績	人	2	1	0	6	9	10
5 成年後見制度 法人後見支援事業	計画		—	—	—	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有	有
6 意思疎通支援事業								
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	計画	人	70	75	80	70	75	80
	実績	人	52	63	62	56	56	56
手話通訳者設置事業	計画		1	1	1	1	1	1
	実績		1	1	1	1	1	1
7 日常生活用具給付等事業								
介護・訓練支援用具	計画	件/年	10	10	10	15	15	15
	実績	件/年	11	20	8	18	17	18
自立生活支援用具	計画	件/年	60	60	60	60	60	60
	実績	件/年	40	51	35	44	55	55
在宅療養等支援用具	計画	件/年	30	30	30	30	30	30
	実績	件/年	20	28	29	29	32	36
情報・意思疎通支援用具	計画	件/年	40	40	40	30	30	30
	実績	件/年	24	18	20	20	25	29
排泄管理支援用具	計画	件/年	3,950	4,148	4,355	4,200	4,200	4,200
	実績	件/年	4,155	4,221	3,553	3,567	3,884	3,900
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	計画	件/年	15	15	15	15	20	25
	実績	件/年	11	10	4	6	8	8
8 手話奉仕員養成研修事業	計画	人	—	—	—	15	20	25
	実績	人	16	21	31	11	8	10
9 移動支援事業	計画	箇所	25	25	25	26	26	26
		人/年	100	110	120	100	110	120
		H/年	4,500	4,950	5,400	4,500	4,725	4,950
	実績	箇所	24	26	27	26	32	32
		人/年	118	108	115	107	124	124
		H/年	4,265	4,486	4,601	4,425	4,462	4,500
10 地域活動支援センター	計画	箇所	2	2	2	2	2	2
		人	250	250	250	250	250	250
	実績	箇所	2	2	2	2	2	2
		人	245	231	76	118	117	118
11 その他の事業								
日中一時支援	計画	人/年	45	45	45	70	70	70
	実績	人/年	71	73	74	79	66	73
移動入浴車派遣	計画	回/月	65	67	70	60	60	60
	実績	回/月	62	58	48	56	50	51
更生訓練費給付	計画	人/月	1	1	1	1	1	1
	実績	人/月	0	0	0	0	0	0
自動車運転免許取得・ 改造助成	計画	件/年	10	10	10	10	10	10
	実績	件/年	6	6	8	7	8	8

※R2の項目は見込みの数値

各事業ともおおむね見込量どおりの推移となっています。今後も利用者の多様なニーズに応える事業を展開します。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### I 基本理念

第1章でも触れたとおり、第3期苦小牧市障がい者計画では、「ともに創るやさしい苦小牧—自立を応援する福祉のまちづくり—」を基本理念として掲げ、各種施策を展開しています。前計画である苦小牧市障害者計画から引き継いだこの基本理念の下、本市では、人も街もやさしいまち、障がいがあっても安心して自立した暮らしができるまちの実現に向けた取組を、市民一人ひとりや地域団体、事業者等の参画により進めていくこととなります。地域での自立した生活に必要なとされる、良質で多様なサービスを提供することは、「やさしい苦小牧」の実現に向けての確かな一歩となります。このことは、これまでの障がい福祉計画が目指すところでもあります。このため、新たな障がい福祉計画等においても、引き続き次の基本理念を掲げ市民、事業者等と連携しながら、良質で多様なサービスを計画的に確保・提供できるよう努めていきます。

**やさしい苦小牧への確かな一歩 自立生活を支えるサービスの充実**

### II 基本方針

#### 1 障がいのある方の自己決定と自己選択の尊重

障がいや障害のある人に対する理解をひろめ、障がいのある方が自ら選んだ場所で生き生きと暮らせる環境づくりを目指します。

#### 2 様々な障がいに対する支援

障害者総合支援法において、発達障がいや一定の範囲における難病患者も含めた形で「障害者」の定義がなされたことを踏まえ、一元的に行えるようになった障害福祉サービス等の提供を通じて、様々な障がいに対する支援に取り組めます。

#### 3 サービス提供体制の充実

地域生活や就労への移行の一層の促進に加え、地域生活支援のための拠点づくりなどサービス提供基盤の充実を図るとともに、良質で多様なサービスの確保・提供に努めます。

#### 4 相談支援体制の強化

障がいのある人が望む生活が送れるように、障がいに必要な良質なサービスを提供できる環境づくりを行います。

### Ⅲ 障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標

第6期障がい福祉計画においては、障害者総合支援法第88条第2項一に規定されている「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標」として国の基本指針で示された成果目標を基礎として、本市の実情に応じた目標を設定します。

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
入所者数	251人	令和2年3月31日現在の施設入所者数
令和5年度末の施設入所者数	251人	令和5年度末における施設入所者数見込み
地域生活移行者数	16人	施設入所からグループホーム等における地域生活へ移行する障がいのある方の数の見込み (国の目標値：6%以上)
令和5年度末の施設入所者数減少数	6人	(国の目標値：1.6%以上)

●参考（第5期計画の状況）

項目	目標値	実績値（R1年度時点）
地域生活移行者数	25人	16人
令和2年度末の施設入所者減少数	6人	5人

#### 2 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	備考
地域生活支援拠点の整備等	整備済	平成28年整備済

#### 3 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	24人	
令和5年度における一般就労移行者数	31人	令和元年度実績の1.27倍
令和5年度末における一般就労への移行者数		
就労移行支援事業	4人	令和元年度実績（3人）の1.30倍
就労継続支援A型	7人	〃（5人）の1.26倍
就労継続支援B型	20人	〃（16人）の1.23倍
令和5年度における就労定着支援事業利用者数	70%	令和5年度中に一般就労に移行する者のうち7割以上が就労定着支援を利用する。
就労定着支援事業の就労定着率	70%	就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とする。



●参考（第5期計画の状況）

項目	目標値	実績値（R1年度）
令和2年度末の一般就労移行者数	50人	24人

#### 4 障がい児支援の提供体制の整備

項目	数値	備考
児童発達支援センター（市町村中核子ども発達支援センター）の設置	整備済	令和2年4月1日におおぞら園が、市町村中核子ども発達支援センターへ移行
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	設置済	実施事業所2箇所（令和2年3月末）
医療的ケア児支援のための協議の場の確保	設置済	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による庁内検討委員会の設置

#### 5 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保することを基本とします。

#### 6 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

福祉事業所を対象として各種研修やセミナーの開催、相談支援事業所への実地指導結果の周知等、質の向上を図る体制構築を目指します。

### 【参考】 国指針により示された第6期障がい福祉計画成果目標

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

- (1) 令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- (2) 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

#### 2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) 令和5年度における精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- (2) 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。
- (3) 精神病床における退院率を3ヶ月時点：69%以上、6ヶ月時点：86%以上、1年時点：92%以上とすることを基本とする。

#### 3 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確

保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

#### 4 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

- (1) 令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
- (2) 就労移行支援事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- (3) 就労継続支援A型事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。
- (4) 就労継続支援B型事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。
- (5) 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- (6) 就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

#### 5 障がい児支援の提供体制の整備

- (1) 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域1箇所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置した児童発達支援センターが保育所等訪問を支援できる体制を構築することを基本とする。
- (2) 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保することを基本とする。
- (3) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに関係機関等の連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

#### 6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。

#### 7 障がい福祉サービス等の質の向上

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適切な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築することを基本とする。

### 第3章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

#### I 障害福祉サービス等の体系

この計画におけるサービス体系は、地域での生活をより円滑にするため本市が行う「地域生活支援事業」と、それ以外のサービスの2つに大別されます。

地域生活支援事業以外のサービスのうち、障害福祉サービス等は、介護支援のための「介護給付」、自立訓練や就労移行支援などの「訓練等給付」等から成り立っています。また、その提供形態から「訪問系」「日中活動系」「居住系」等にサービスの内容が分類されており、障がいのある方が必要に応じてサービスを選択し、組み合わせて利用する仕組みとなっています。

なお、18歳以上の方が介護給付サービス又は共同生活援助の一部のサービスを利用する場合には、あらかじめ障害支援区分と呼ばれる利用資格の認定を受ける必要があります。

#### 1 障害支援区分と利用できる障害福祉サービス

区分		障害支援区分						
		非該当	1	2	3	4	5	6
訪問系	居宅介護※1							
	重度訪問介護※2							
	同行援護※3							
	行動援護※4							
	重度障害者等包括支援※5							
日中活動系	療養介護※6						▲	▲●
	生活介護※7							
	短期入所							
居住系	施設入所支援※8							
	共同生活援助※9							

※1 通院等介助（身体介護を伴う場合）の利用については、移動等に関する認定調査項目で一定以上の支援が必要と認められている区分2以上の方を対象とする。

※2 「二肢以上に麻痺等があり、歩行・移乗・排尿・排便の認定調査項目がいずれも「支援が不要」以外に認定されている方」又は「認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が10点以上である方」を対象とする。

※3 身体介護を伴う利用については、区分2以上の方を対象とする。また、身体介護の有無にかかわらず、アセスメント票に基づいた調査を要する。

※4 認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が10点以上である方を対象とする。

※5 意思疎通に著しい困難を有する、「認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が10点以上である方」又は四肢麻痺で寝たきり状態にある「呼吸管理を行っている方」若しくは「最重度知的障がい者」を対象とする。

※6 平成24年4月1日前から旧重症心身障害児施設に入所していた方以外については、▲・●の要件を参照のこと。――（▲）筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者（●）気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

※7 区分2については、年齢50歳以上の方に限る。

※8 区分3については、年齢50歳以上の方に限る。

※9 受託居宅介護サービスの利用については、区分2以上の方を対象とする。

障害児通所支援等は、主に児童発達支援や放課後等デイサービスなど（児童福祉法上の「障害児通所支援」）から成り立っています。障害者総合支援法上「障害児」の利用が可能である障害福祉サービス等については、障害児通所支援と合わせて利用することができます。

## II サービス量の見込み（活動指標）

障害福祉サービス等の見込量は、計画策定時点で把握した本市の過去実績値及び推移を参考とし算出したものです。あくまでも見込量であり将来のサービス提供の確定値ではありません。

この見込量を参考としサービスの提供体制整備を進めるための取組を行います。

### 1 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問看護	重度の肢体不自由者や重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で、常時介護を要する方に対して、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいの方に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出時に必要な援助を行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で、常時介護を要する方に対して、その方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	意思疎通に著しい困難を有する四肢麻痺で寝たきりの方等を対象に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせ、包括的に支援を行います。

訪問系サービスは、障がい者の高齢化や介護者の高齢化、地域生活への移行を推進する観点からも利用量は増加すると思われます。障がいの状況やニーズに応じたサービスの提供ができるよう質の向上に向けた取組が必要であると思われます。自立支援協議会でのニーズの把握や研修会の開催など体制整備に向けた取組を推進します。

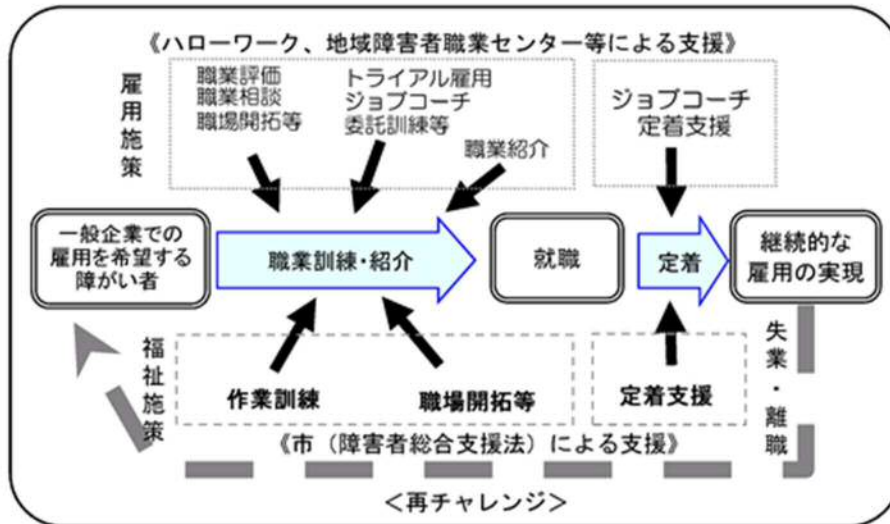
■活動指標■	単位	第6期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度
訪問系サービス	H/月	7,650	7,750	7,850
	人/月	630	650	670
居宅介護	H/月	6,875	6,970	7,065
	人/月	552	567	582
重度訪問介護	H/月	300	300	300
	人/月	4	4	4
同行援護	H/月	365	370	375
	人/月	70	75	80
行動援護	H/月	10	10	10
	人/月	3	3	3
重度障害者等包括支援	H/月	100	100	100
	人/月	1	1	1

## 2 日中活動系サービス

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を要する方に対して、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。
生活介護	常時介護を要する方に対して、施設において次のような支援を行います。 ① 入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援 ② 創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援
短期入所	自宅で介護を行う方の病気などの理由で、施設への短期間の入所を必要とする方に対して、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいや難病患者である方に対して、施設等において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障がいの方に対して、施設等において入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	地域移行による帰宅後の生活能力等の維持又は向上のための訓練その他の支援が必要な知的・精神障がいの方に対して、一定期間、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望する方に対して、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 A型	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である方に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 B型	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された方に対して、当該事業所での就労の継続を図るために必要な連絡調整等の便宜の供与を行います。

日中活動系サービスは、訪問系サービスと同様、地域生活への移行の進展に伴い、需要の増加が見込まれます。また、就労系サービスについては障がいのある方の就労を進めるために、サービスの提供体制の確保が必要な状況です。

障がいのある方の就労は、その方の自立と社会参加を進めるうえで重要であることから、本市では平成20年度から就労相談員を配置し関係機関等との連携や障がい者就労支援事業を実施し就労先の拡大の取組を行っており、引き続き取組を継続し障がい者の雇用と就労定着に努めます。



■活動指標■	単位	第6期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度
療養介護	人/月	31	31	31
生活介護	人日/月	10,583	10,683	10,783
	人/月	540	545	550
短期入所	人日/月	319	319	319
	人/月	93	93	93
(福祉型)	人日/月	318	318	318
	人/月	91	91	91
(医療型)	人日/月	1	1	1
	人/月	2	2	2
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	200	200	200
	人/月	12	12	12
宿泊型自立訓練	人日/月	198	198	198
	人/月	11	11	11
就労移行支援	人日/月	366	366	366
	人/月	24	24	24
就労継続支援A型	人日/月	1,764	1,764	1,764
	人/月	93	93	93
就労継続支援B型	人日/月	9,948	10,148	10,348
	人/月	629	639	649
就労定着支援	人/月	1	1	1

### 3 居住系サービス

サービス名	内 容
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた方が居宅における自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問等により、必要な情報の提供及び助言等の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に対して、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
共同生活援助	共同生活を営むべき住居（グループホーム）において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた施設入所支援、共同生活援助サービスの支援体制整備が必要であると思われます。引き続き、北海道や圏域内自治体、事業者との連携によりグループホームの整備促進など居住の場の確保に努めます。

■活動指標■	単位	第6期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
施設入所支援	人/月	251	251	251
共同生活援助	人/月	302	312	322

### 4 障害児通所支援サービス

サービス名	内 容
児童発達支援	就学前の子どもに対して、療育指導を実施する施設において、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある子どもに対して、医療機関等において、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり、外出することが著しく困難な子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の便宜の供与を行います。
放課後等デイサービス	小学校入学後、18歳未満の子どもに対して、授業の終了後又は学校の休業日に、療育指導を実施する施設において、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園等に通う子どもに対して、療育指導を実施する施設の指導員が、実際に通う保育所等を訪問して集団療育等の専門的な支援を行います。

障害児通所サービスは、支給決定者数は横ばいで推移していますが、放課後等デイサービスの利用者は増加傾向となっています。障害児通所支援サービスの安定した体制整備が必要な状況です。体制整備を進めるにあたり、利用者ニーズを的確に把握するため、自立支援協議会や事業所との連携を図り、子どもの個性が生きるサービスの質の向上を図る取組に努めます。

■活動指標■	単位	第6期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援 (支援センター以外)	人日/月	1,500	1,500	1,500
	人/月	400	400	400
医療型 児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	3,711	4,011	4,311
	人/月	404	434	464
保育所等訪問支援	人日/月	4	4	4
	人/月	2	2	2

## 5 相談支援サービス

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスや地域相談支援を申請した方のサービス等利用計画（介護保険制度におけるケアプランに相当）案を作成し、当該申請に係る給付費の支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。 また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域相談支援 (地域移行)	障害者支援施設や精神科病院、矯正施設等に入所・入院している方に対して、退所・退院により地域生活に移行する上で必要な住居の確保等の相談支援を行います。
地域相談支援 (地域定着)	独居等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援サービスを申請した方の障害児支援利用計画（介護保険制度におけるケアプランに相当）案を作成し、当該申請に係る給付費の支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。 また、障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

国の指針では、令和5年度までに相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保することを定めています。既に基幹相談支援センターを設置していることから、今後は相談支援事業所との連携により支援体制の強化に努めます。

■活動指標■	単位	第6期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	人/年	1,550	1,570	1,590
地域相談支援 (地域移行)	人/年	2	2	2
地域相談支援 (地域定着)	人/年	2	2	2
障害児相談支援	人/年	230	240	250



## 6 地域生活支援事業

サービス名	内 容
1 理解促進研修・啓発事業	障がい特性研修の開催や広報活動など、多くの市民が障がい者等の理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
2 自発的活動支援事業	ピアサポート活動や障がい者等に対するボランティアの養成活動など、障がい当事者や市民が自発的に行う活動を支援します。
3 相談支援事業	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援や権利擁護、虐待防止等の取組を総合的に行います。
市町村相談支援事業機能強化事業	社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を通じて、困難ケースへの相談支援機能を強化します。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	保証人がいない等、賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な方に対して、入居支援、サポート体制調整等の支援を行います。
4 成年後見制度利用支援事業	制度の利用上財政的支援が必要な知的・精神障がいの方に対して、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬等の助成を行います。
5 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修や組織体制の構築等を行うことで、担い手の確保と障がい当事者の権利擁護を図ります。
6 意思疎通支援事業	視覚、聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳、要約筆記等の方法により意思疎通の支援を図ります。
7 日常生活用具給付等事業	以下の日常生活用具の給付、貸与等を通して、障がい当事者の日常生活の支援を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす(児童のみ)、訓練用ベッド(児童のみ)
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー(吸引器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、視覚障がい者用体温計(音声式)、視覚障がい者用体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、視覚障がい用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話(貸与)、ファックス(貸与)、点字図書
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等、尿管器
居宅生活動作補助用具	住宅改修費
8 手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障のある方の自立した生活を支援するため、支援者として期待される手話奉仕員を養成します。
9 移動支援事業	屋外での移動が困難な方に対して、外出のための支援を行います。
10 地域活動支援センター事業	基礎的事業として利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うほか、機能強化事業として在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。
11 その他の事業	
日中一時支援	日中活動の場の確保と障がいのある方の家族の一時的な休息等を目的に、施設等において日中の見守りや社会適応のための日常的な訓練等を行います。
移動入浴車派遣	重度の身体障がいによる寝たきりの方で、家族による入浴支援が困難な場合には、寝たきりのまま入浴できる移動入浴車を派遣します。
更生訓練費給付	就労移行支援又は自立訓練のサービスを受ける施設入所者に対して、更生訓練費を支給します。
自動車運転免許取得・改造助成	身体障がいの方の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
社会参加支援	スポーツ、芸術文化活動等による障がいのある方の社会参加を促します。

地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により、利用者ニーズに応じて柔軟に実施できる事業となっており、全ての市町村が実施することとされている必須事業と、市町村の判断により行う任意事業があり、本市の任意事業は11のその他の事業となっています。

引き続き障がいのある方の自立と社会参加を支えるため、地域で生活する障がいのある方のニーズの把握を行ないサービスの充実に努めます。

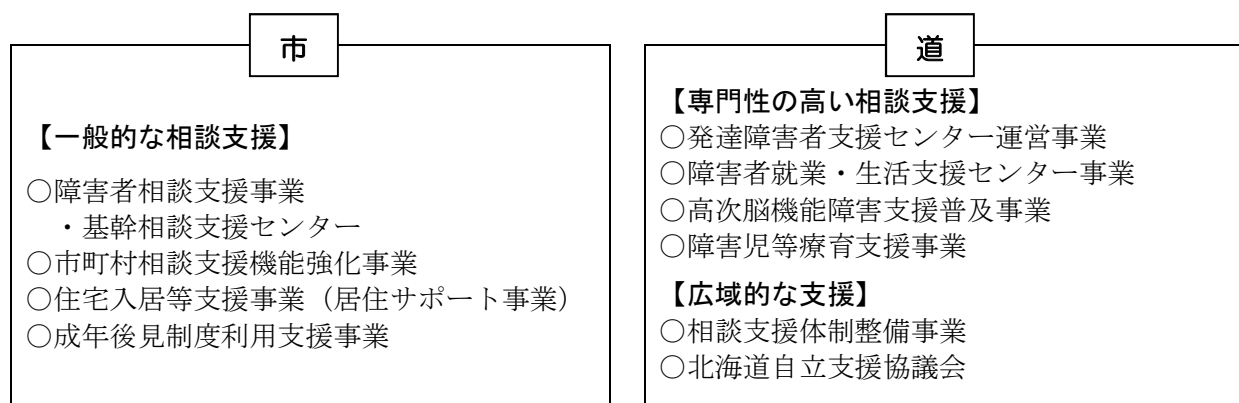
活動指標	単位	第6期		
		R3年度	R4年度	R5年度
1 理解促進研修・啓発事業		有	有	有
2 自発的活動支援事業		有	有	有
3 相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター		有	有	有
市町村相談支援事業機能強化事業		有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）		有	有	有
4 成年後見制度利用支援事業	人	15	15	15
5 成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有
6 意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	70	70	70
手話通訳者設置事業		1	1	1
7 日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件/年	20	20	20
自立生活支援用具	件/年	70	70	70
在宅療養等支援用具	件/年	40	40	40
情報・意思疎通支援用具	件/年	40	40	40
排泄管理支援用具	件/年	4,200	4,200	4,200
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件/年	15	15	15
8 手話奉仕員養成研修事業	人	25	25	25
9 移動支援事業	箇所	32	32	32
	人/年	125	125	125
	H/年	4,500	4,500	4,500
10 地域活動支援センター	箇所	2	2	2
	人	120	120	120
11 その他の事業				
日中一時支援	人/年	80	80	80
移動入浴車派遣	回/月	60	60	60
更生訓練費給付	人/月	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成	件/年	10	10	10

## 【参考】地域生活支援事業による相談支援体制と協議会

地域生活支援事業においては、市町村が一般的な相談支援を実施する中で基幹相談支援センターを設置するなどし、地域の体制強化を図る仕組みとなっています。

一方、都道府県では発達障害者支援センター運営事業などの専門性の高い相談支援事業、広域的な支援事業等を行うこととされており、市と北海道で役割分担をしながら重層的な相談支援体制を構築することとなります。

### ○ 相談支援における市と北海道の役割分担 ○



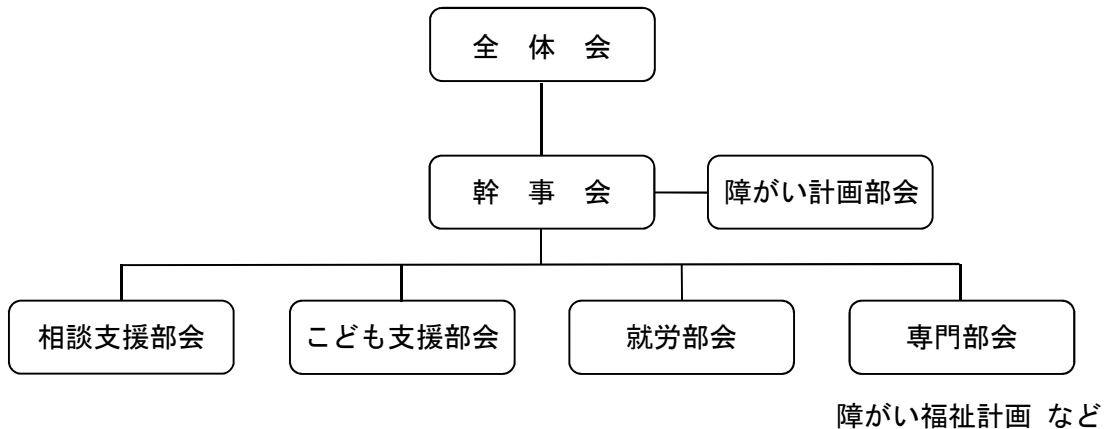
また、協議会は、関係機関や障がいのある方、支援者等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある方の支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化と体制整備に係る協議の場として機能します（障害者総合支援法第89条の3）。

本市では、設置根拠が法定化される前の平成20年度から、相談支援体制の構築を主眼に協議会を設置しています。ここでは、中立・公平性の確保の観点から委託相談支援事業者の活動報告及び運営評価を行うとともに、障がい者計画及び障がい福祉計画等の総括、部会活動によるケース分析や個別課題の協議・調整、研修事業の企画・運営等を行います。

今後も、支援ニーズの多様化・複雑化が進むことが想定され、協議会活動の一層の活発化が求められます。

○ 苫小牧市地域自立支援協議会の構成 ○

(令和2年12月1日現在)



#### 第4章 計画の推進

この計画の推進に当たっては、第3期苫小牧市障がい者計画の推進体制と同様に、「情報共有」「市民参加と協働」を取組の中心に据え、サービス提供実績の把握等による計画の評価と進捗管理を行うこととします。

具体的には、次の取組により計画を推進していきます。

① 情報共有

必要とする障害福祉サービス等を誰もが適切に利用できるよう、ホームページでの記事掲載や『福祉ガイドブック』の刊行などを通じて、サービス内容、利用手続等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

② 推進体制の整備と市民参加・協働

国や北海道の関係行政機関との連携を強化するほか、市の行政内部においては「福祉のまちづくり庁内連絡会議」等を通じた関係部署との連携を図っていきます。

また、障がい当事者や公募委員も参加する協議会の場を関係機関等との連携の場として機能させ、計画の推進を図ります。

③ 計画の評価と進捗管理

この計画を着実に進めていくため、年度ごとに障害福祉サービス等の提供に係る実績や数値目標について点検・評価を行い、協議会への報告等により進捗管理を行います。

また、その結果に基づき、必要があると認めるときは、この計画の変更その他の必要な措置を講ずることとします。

## 資料編 当事者アンケート・パブリックコメント

### I 当事者アンケートの概要

#### 1 実施の理由

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）の策定にあたり、当事者である障がいのある方のニーズ等を把握するため。

#### 2 対象者

本市が実施期間として管轄する、身体・知的・精神のいずれかの障害者手帳を有する者のうち、令和2年9月30日時点において65歳未満であるもの（のべ4,928人）から無作為抽出により選出された1,030人

#### 3 アンケート内容

別紙のとおり

#### 4 実施期間

令和2年11月17日（火）郵送、翌月7日（月）回答期限

#### 5 実施方法

調査票の配布、回収ともに郵送方式

#### 6 回収件数及び回収率

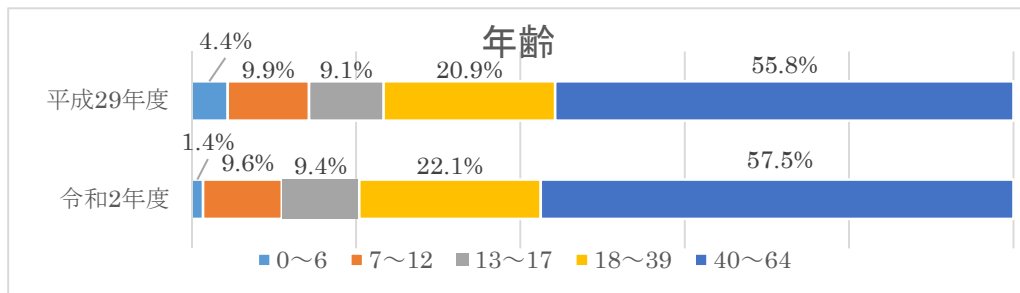
	18歳以上	18歳未満	合計
送付数	750人	280人	1,030人
回収数	401人	105人	506人
回収率	53.5%	37.5%	49.1%

※ 図表内の割合を示す数値はすべて百分率（%）で表し、少数第2位を四捨五入しています。そのため、合計値は必ずしも100になりません。

## Ⅱ アンケート結果

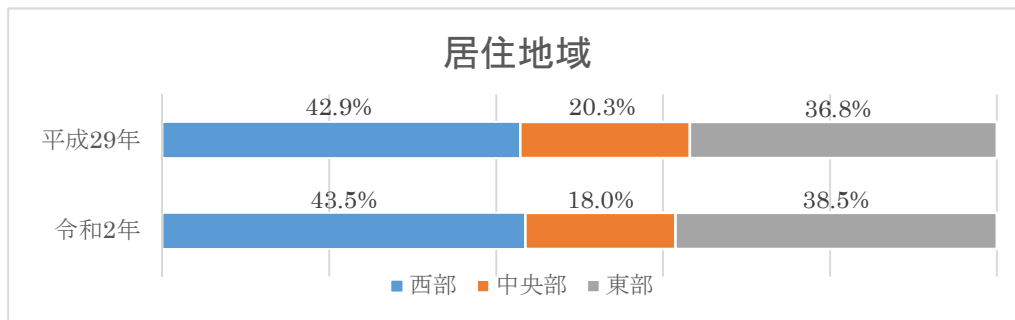
### 1 回答者の属性

#### (1) 年齢



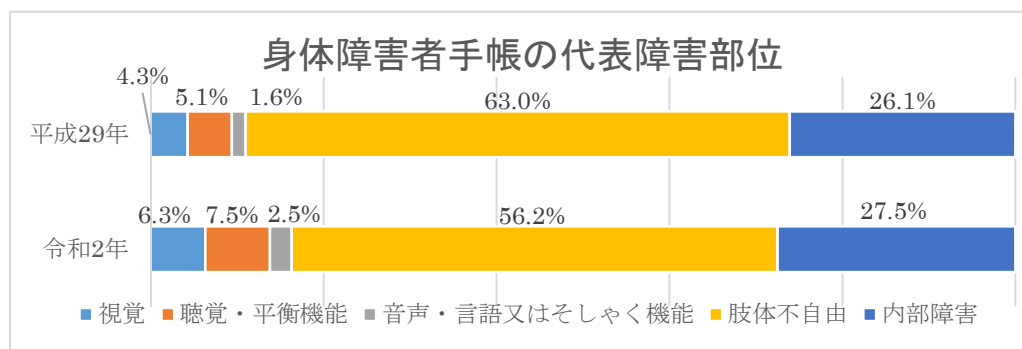
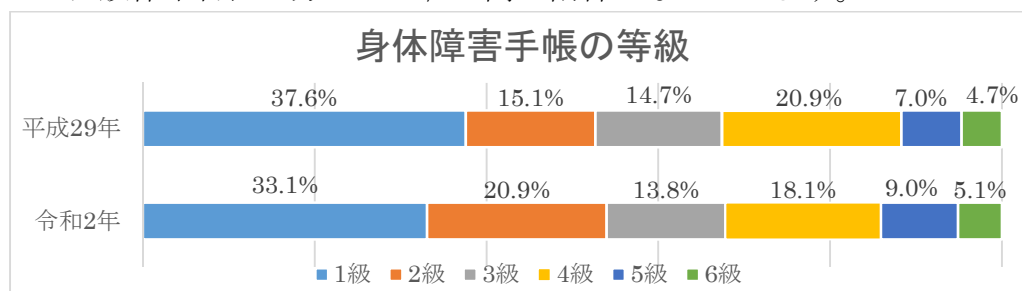
#### (2) 居住地

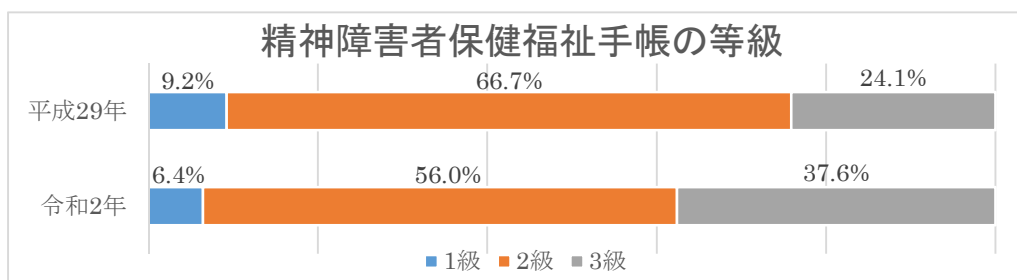
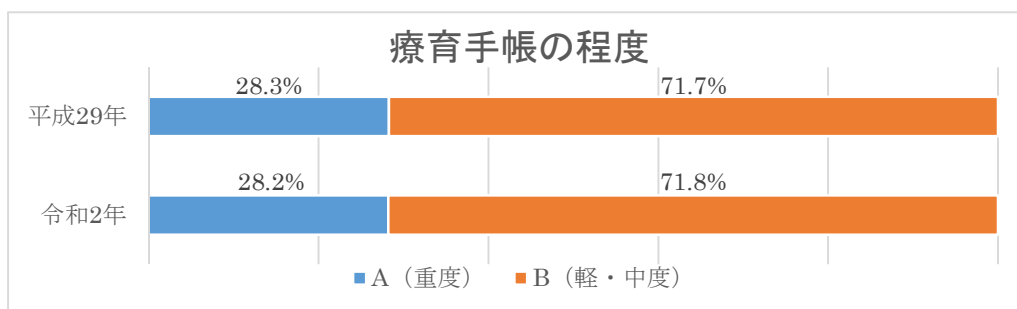
西部に居住している方が多くなっています。本市の人口分布では西部地区に高齢者（65歳以上）の方の居住割合が高い状況です。



#### (3) 障害手帳の程度

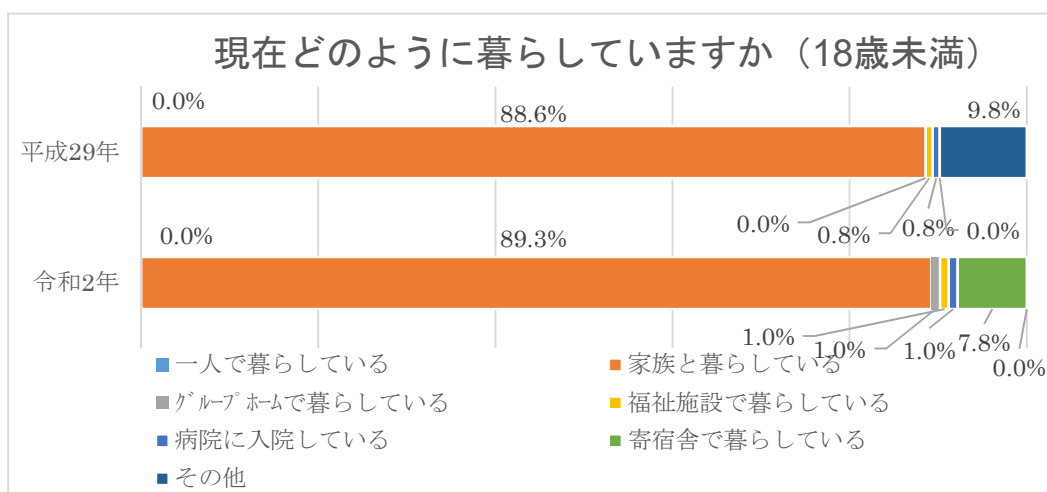
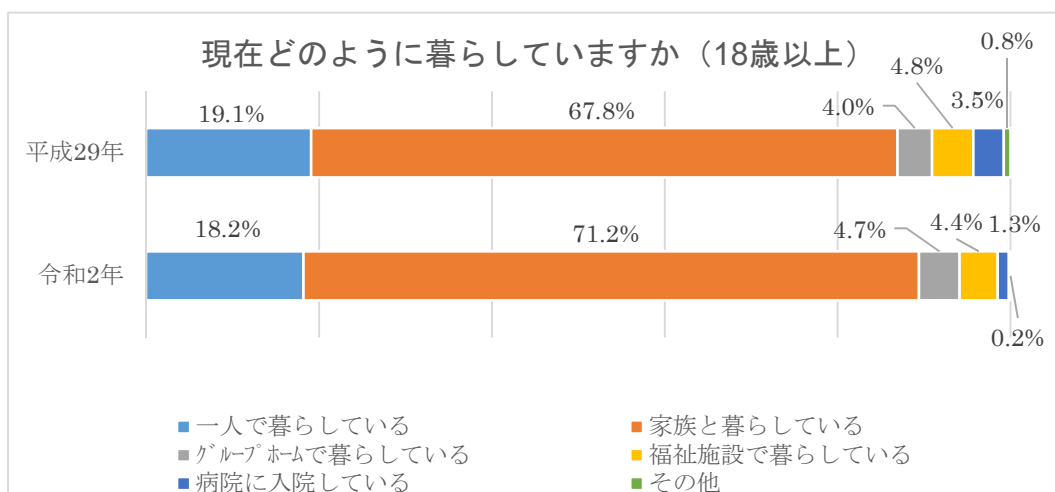
重度障がい者（1～3級）の方が6割以上を占めています。障がい代表部位では肢体不自由の方が56%と高い割合となっています。





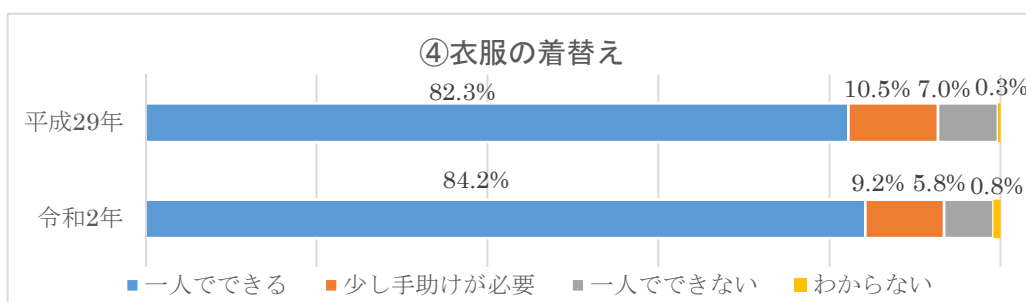
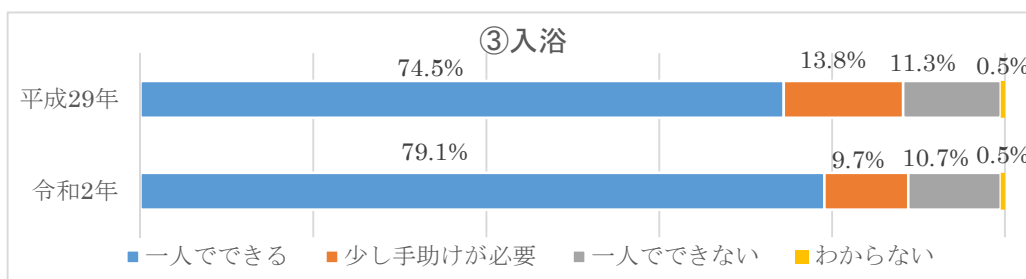
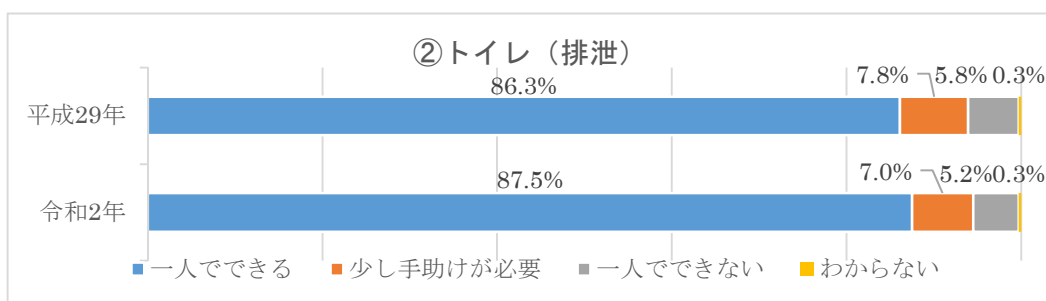
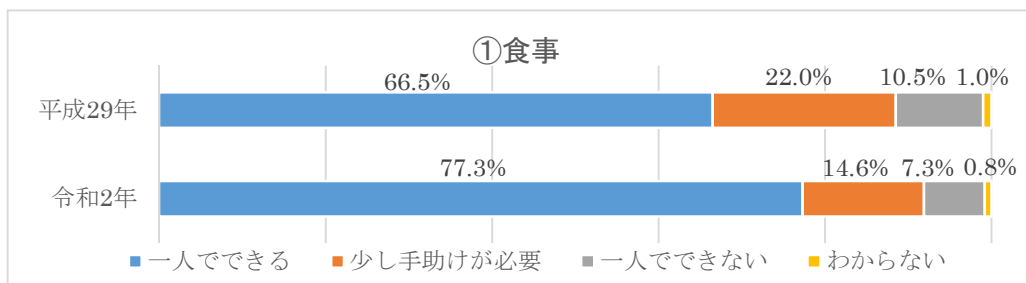
## 2 質問項目

### (1) 現在の生活状態

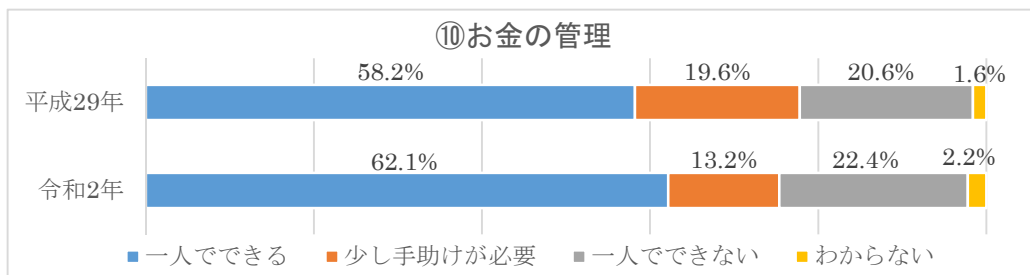
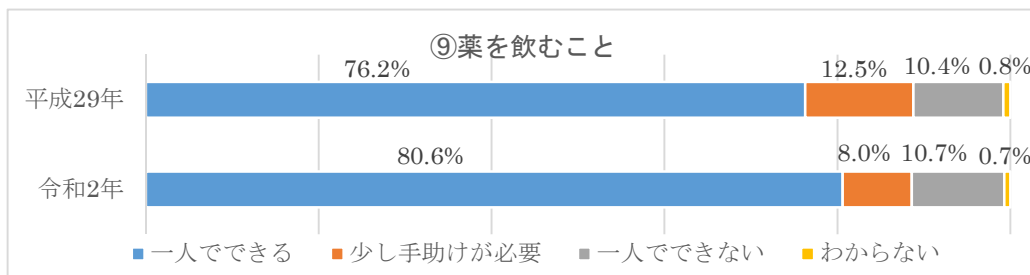
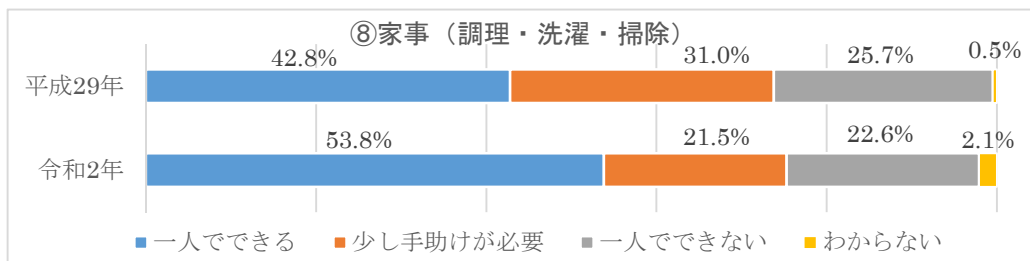
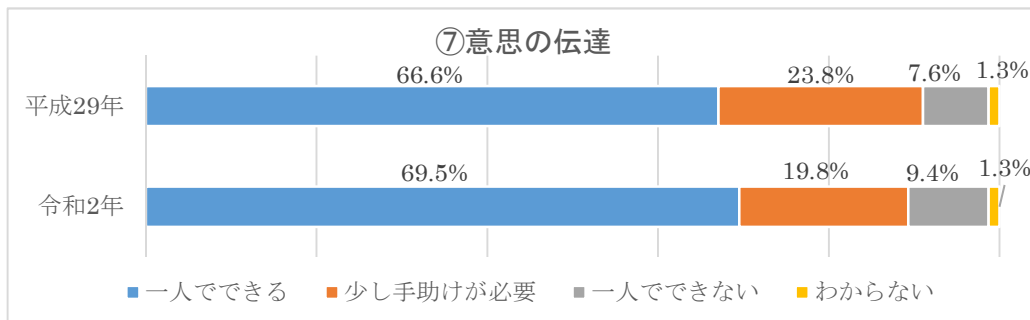
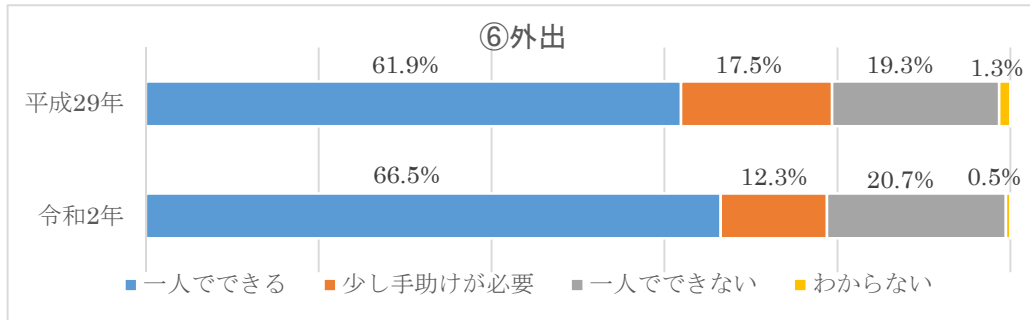
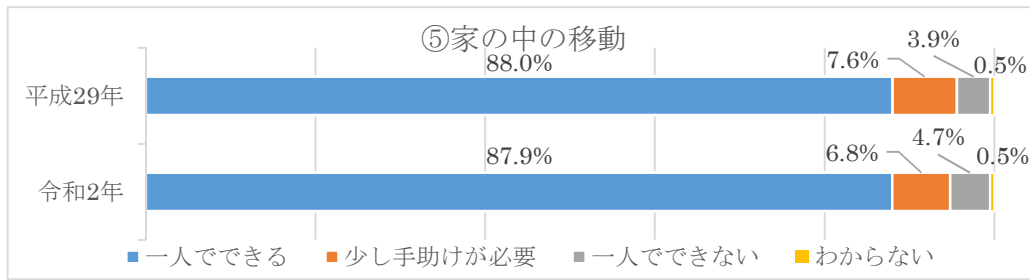


(2) 日常生活での援助や介助について【18歳以上の方】

日常生活では、家事の援助や介助を必要とする方が多く見受けられ、次いでお金の管理、外出、意思の伝達が援助を必要とする割合が高くなっており、この傾向は前回調査時と同様となっています。

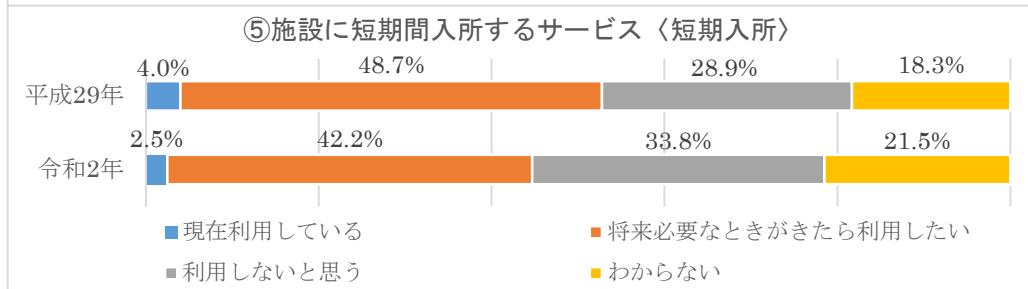
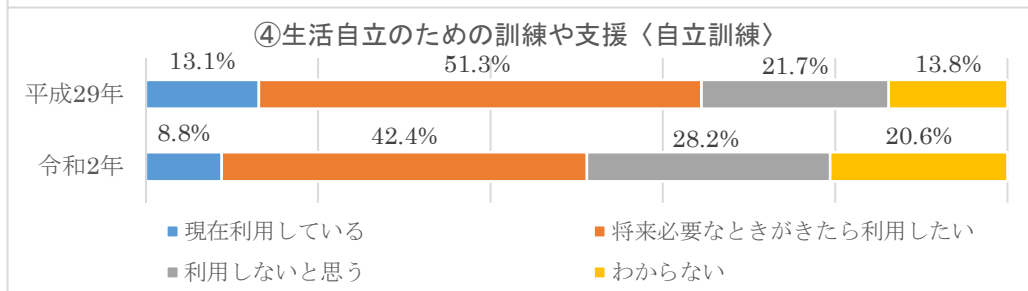
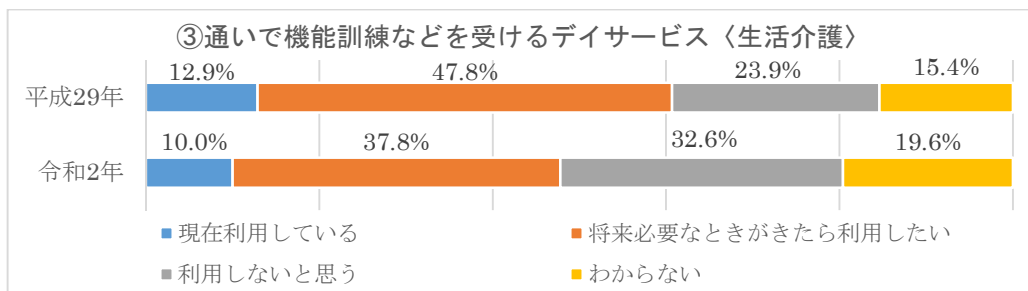
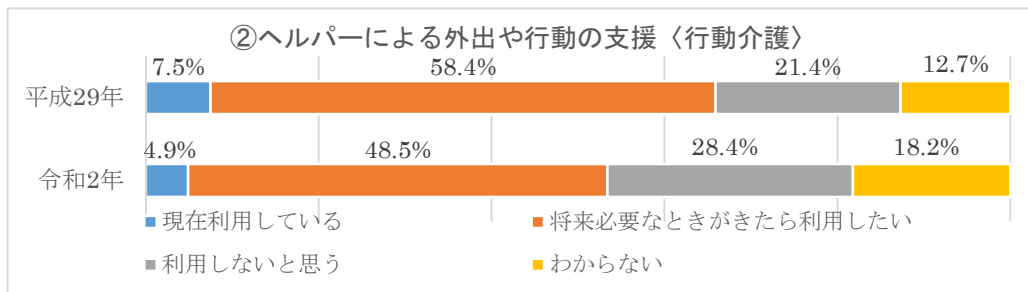
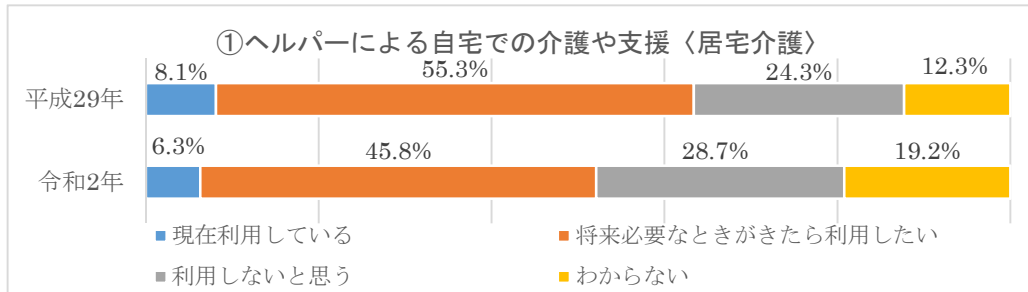


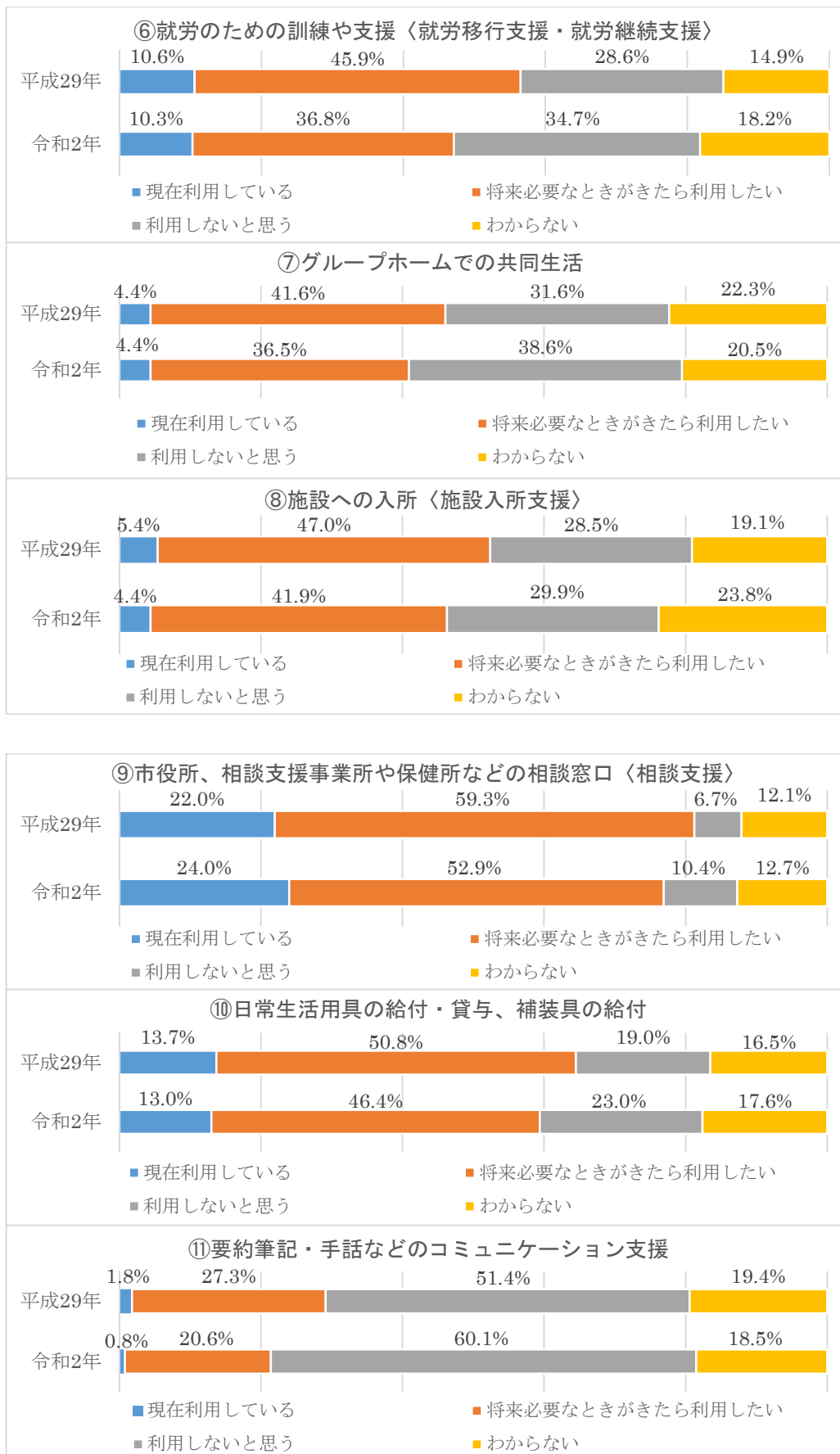


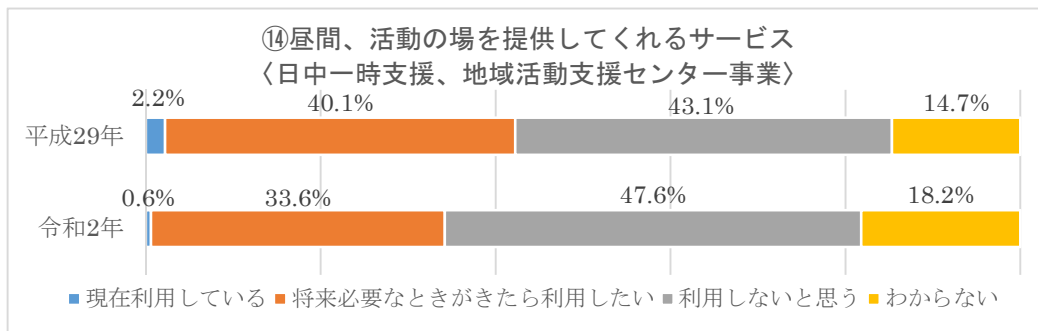
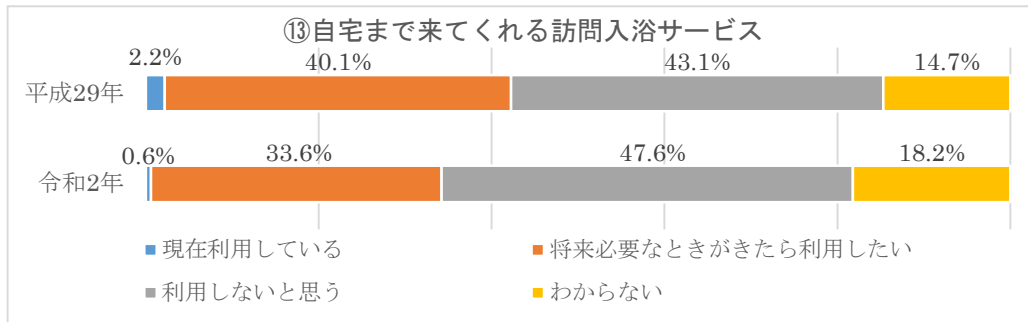
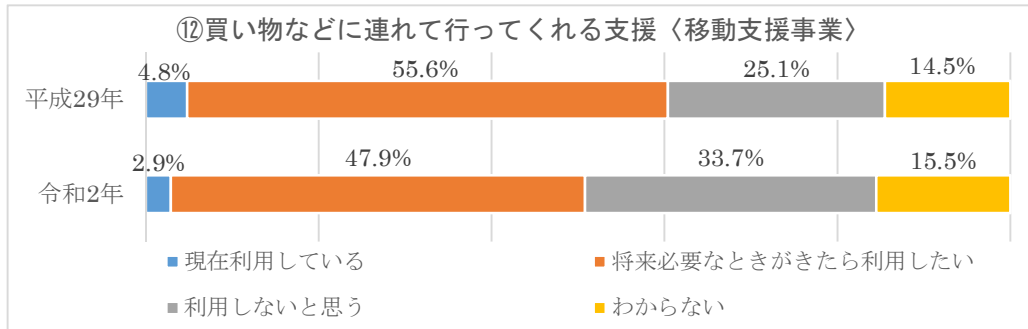


(3) サービスの利用状況【18歳以上392名、18歳未満104名】

全てのサービスにおいて「将来必要なときがきたら利用したい」との回答が半数を占める結果となっており、平成29年の調査からは大きく変わっていない状況です。中でも相談支援については将来必要なときに利用したいとの回答が半数を超える結果となりました。



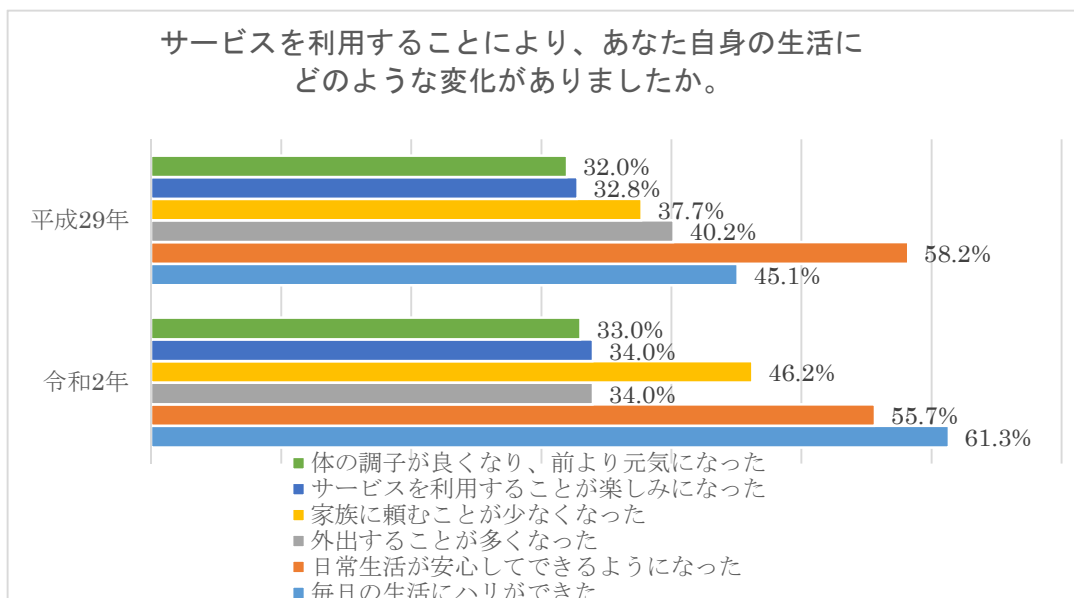




(4) あなた自身の生活の変化について【18歳以上の方】複数回答

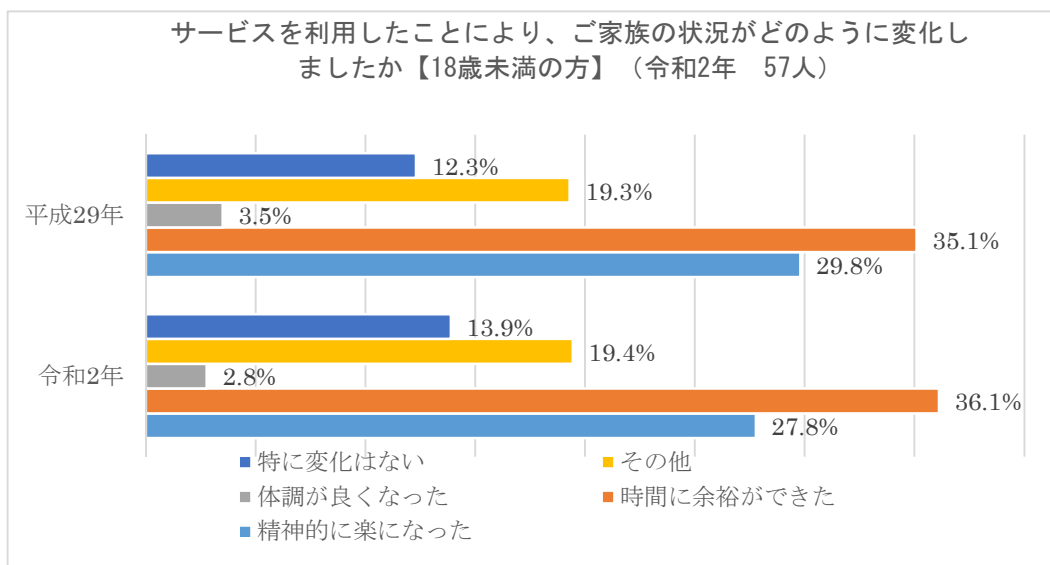
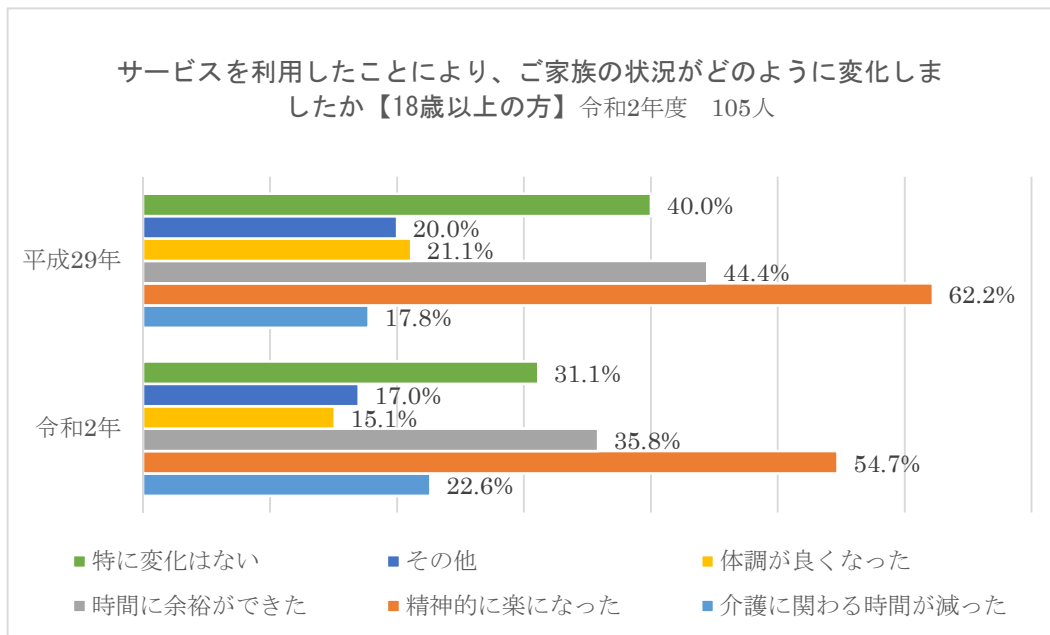
今回の調査では「サービスを利用することが楽しくなった」次いで「日常生活が安心してできるようになった」が多い結果となりました。

(令和2年度 106人)



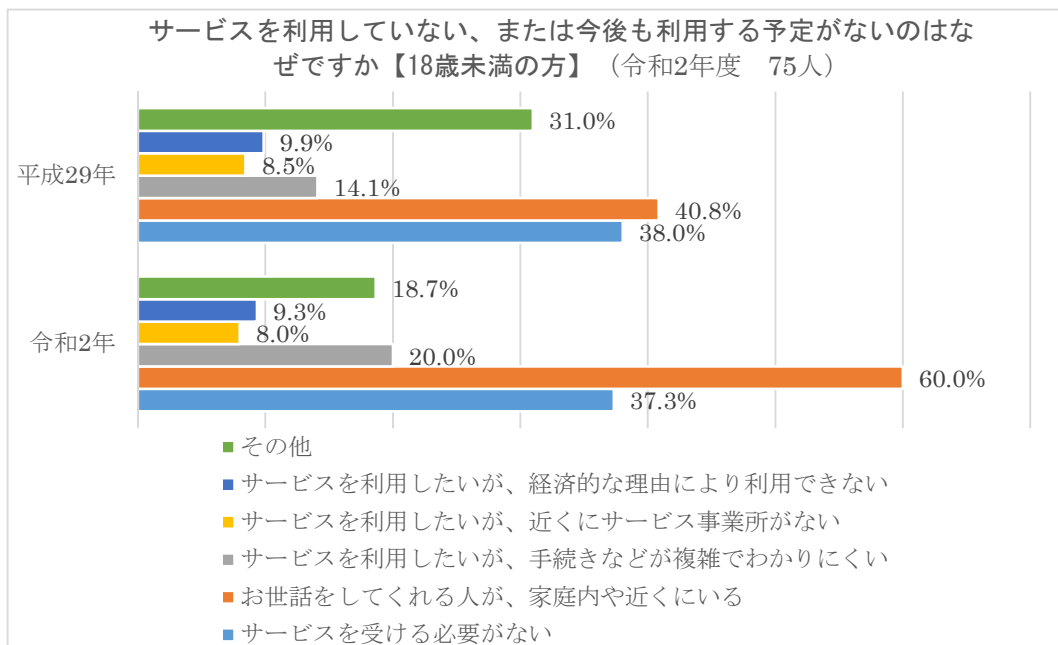
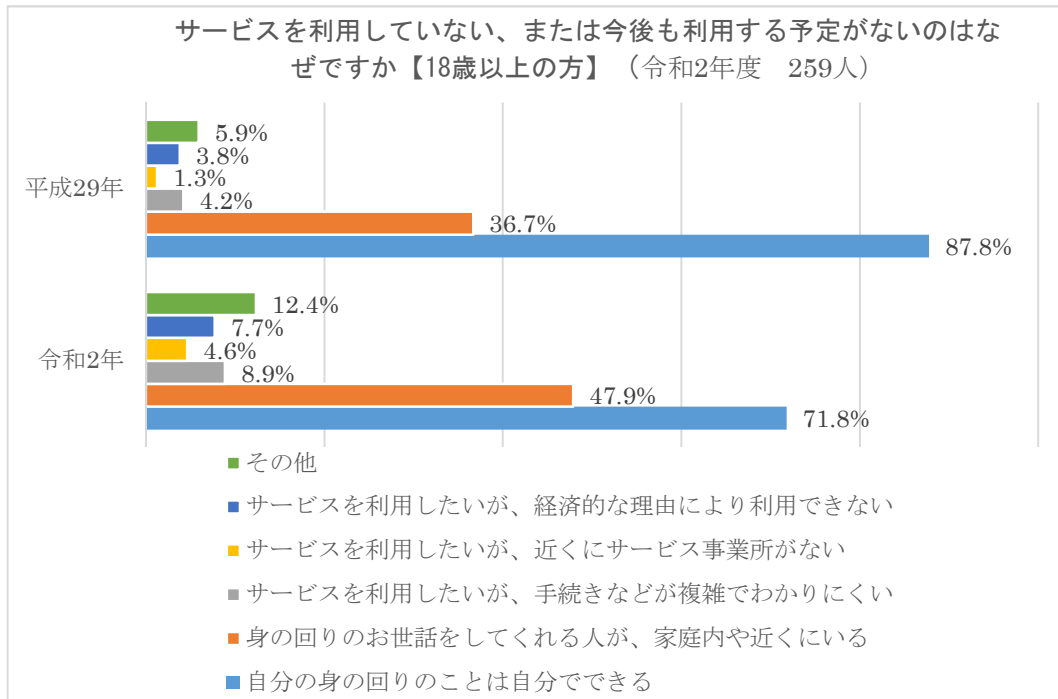
(5) あなたの家族の状況の変化について

前回、今回共に「精神的に楽になった」が最も多くなっています。

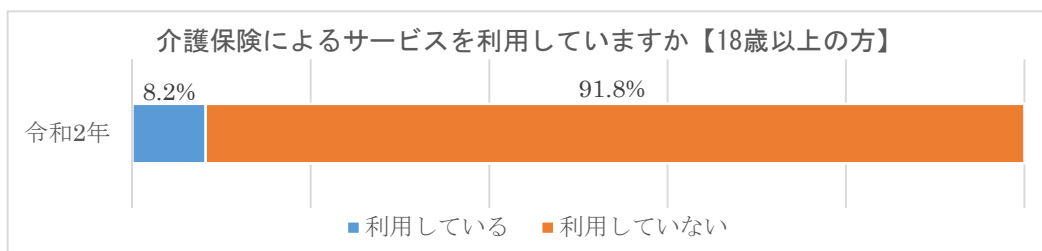


(6) サービスを利用していない、今後も利用予定がない理由について

サービスを利用していない理由として、現時点ではご自身もしくはご家族で対応しているため介助や援助を必要としていないという方が多くなっています。しかし、手続きの複雑さや、事業所がないことによりサービスを利用できないという回答が一定程度ある結果となりました。

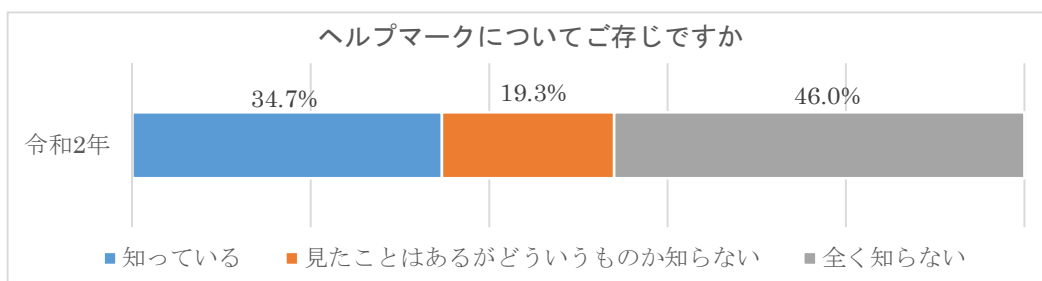


(7) 介護保険によるサービスを利用していますか



(8) ヘルプマークについて

全く知らないという回答が約半数となりました。

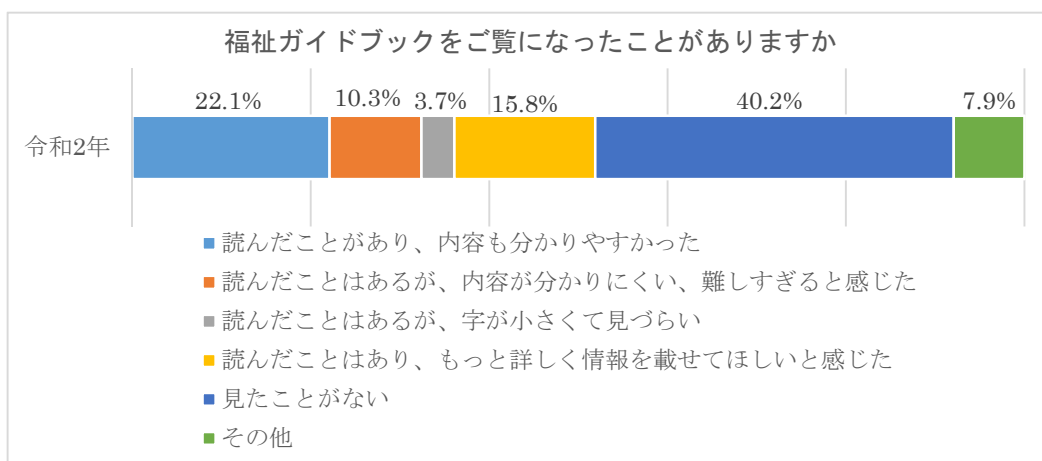


ヘルプマーク



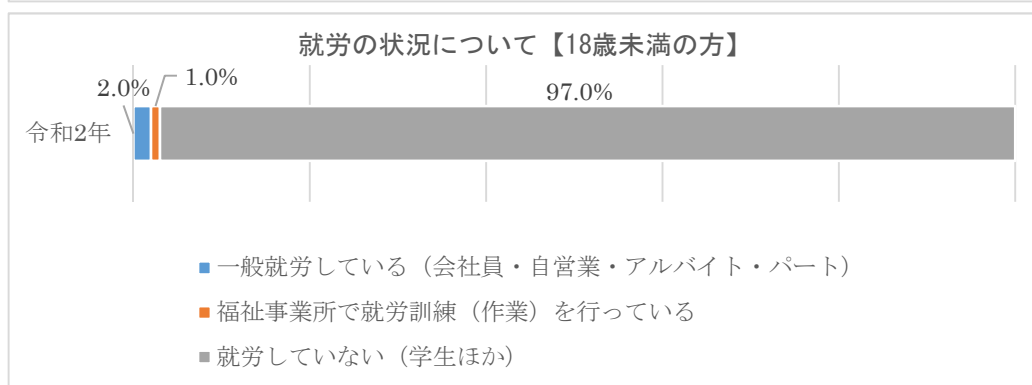
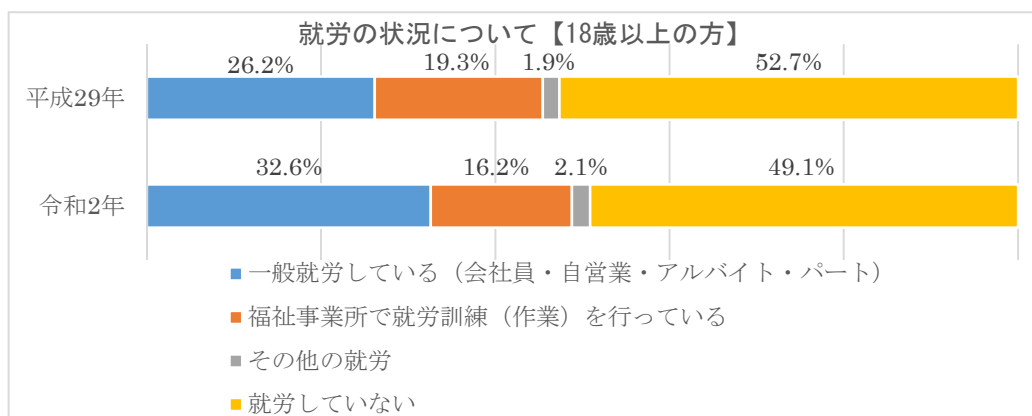
(9) 福祉ガイドブックについて

「見たことがない」との回答が40%を超えており、最も多くなっています。

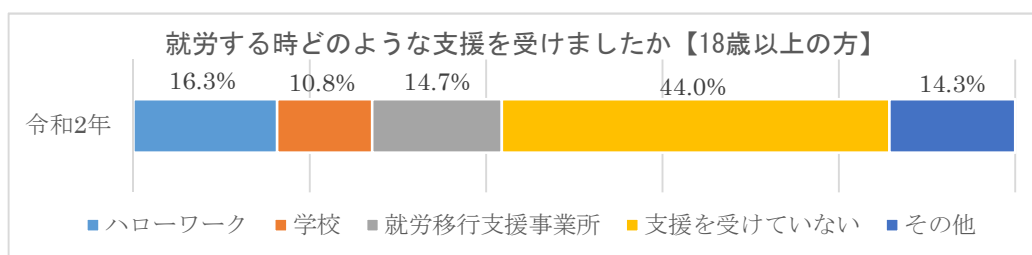


(10) 就労の状況について

前回調査時と比較し、18歳以上では一般就労をしている方の割合が多い結果となりました。



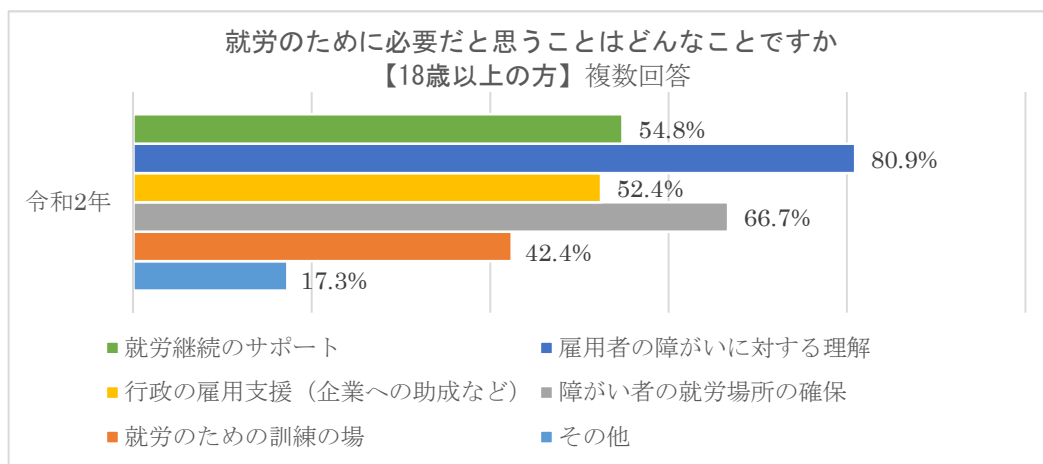
(11) 就労する時の支援について



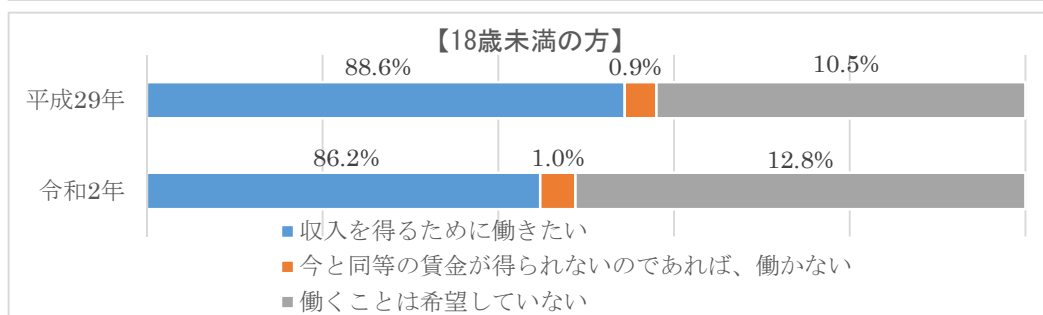
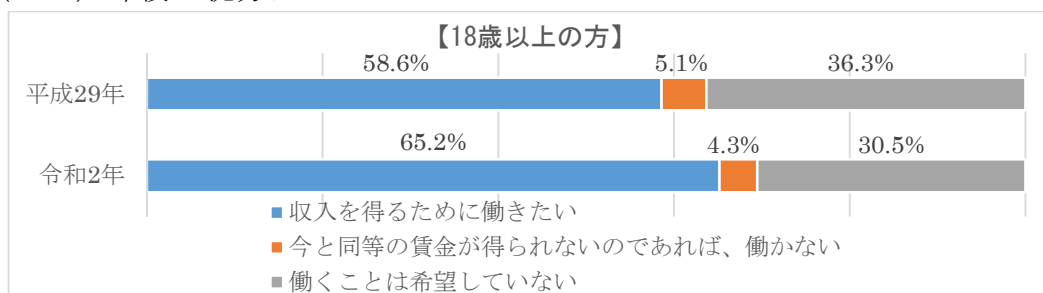


(12) 就労のために必要なことは

障がい者の就労を進める上でニーズの把握による環境整備が必要であると思われま。中でも「雇用者の障がいに対する理解」との回答数が多くなっており、あいサポート運動などにより引き続き障がいに対する理解を拡げる取組が求められます。

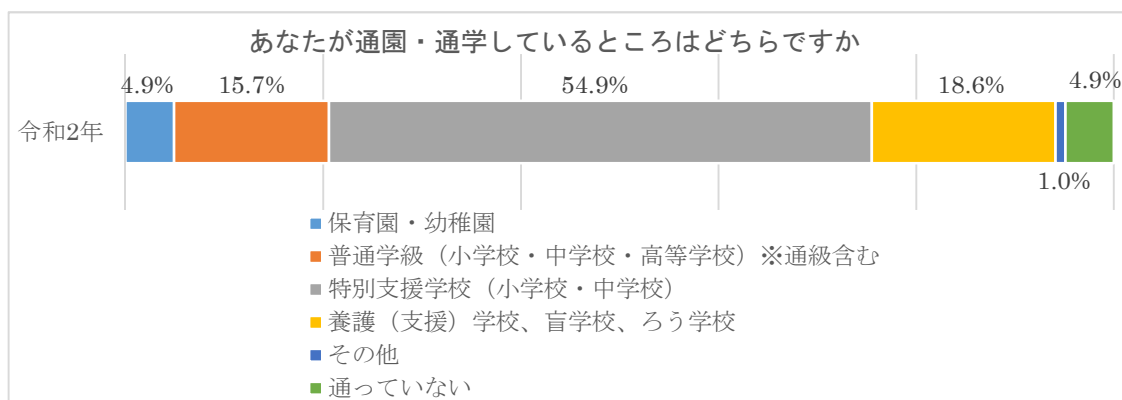


(13) 今後の就労について



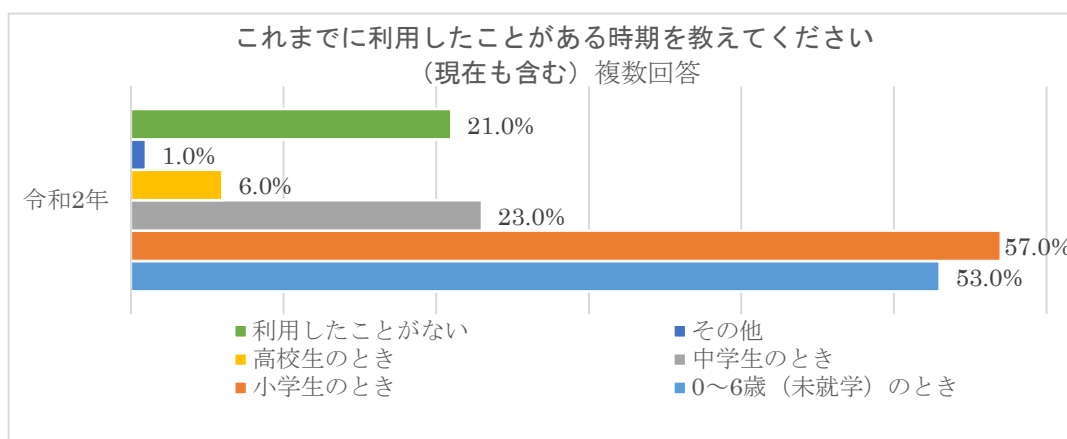
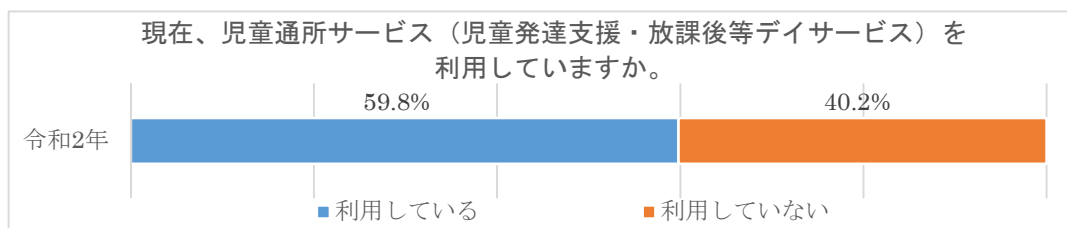
【これ以降は18歳未満の方のみの回答となっています】

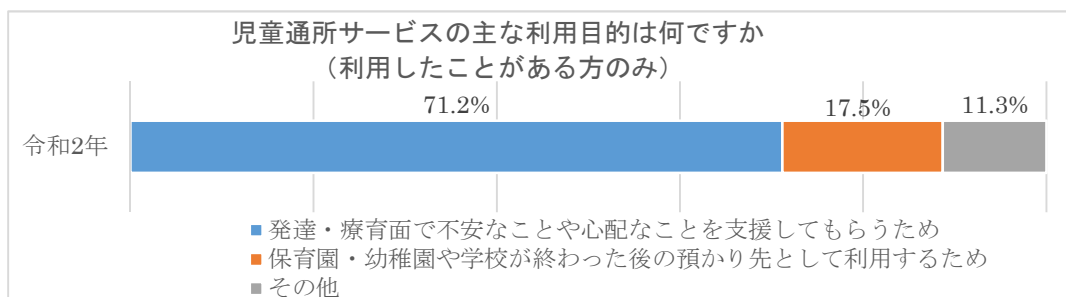
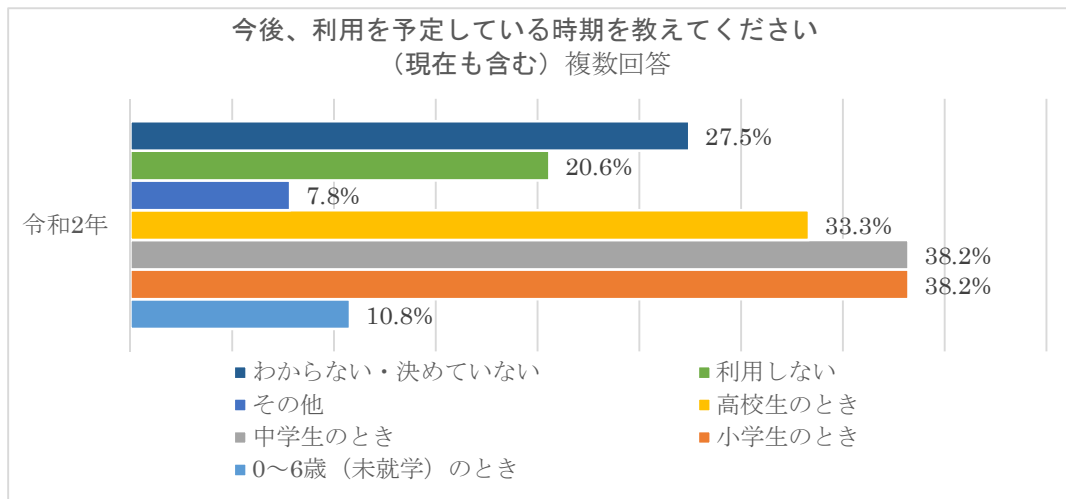
(14) 通園・通学先について



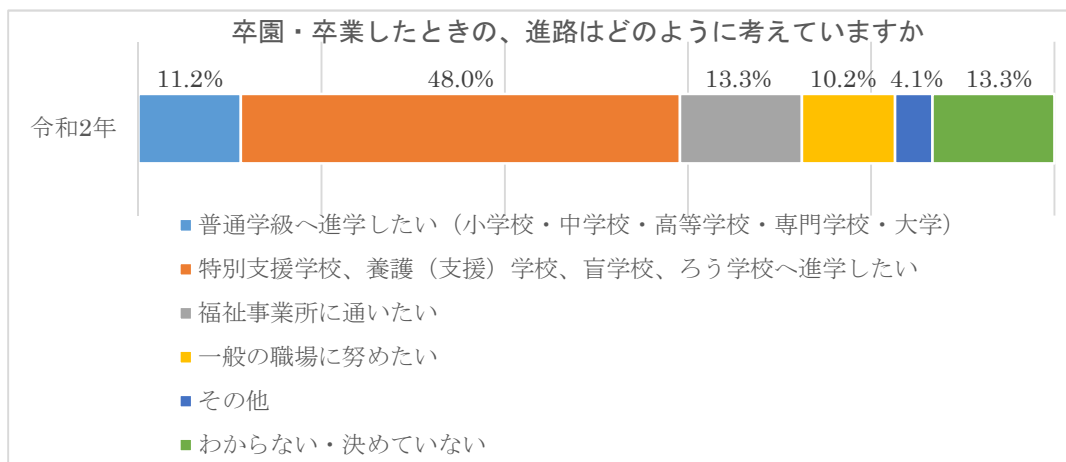
(15) 児童通所サービスについて

現在、約6割が通所サービスを利用しており未就学児と小学生の利用が多く、低年齢層の利用が多いことがわかります。今後の利用予定では小・中・高が同程度となっており、中学生や高校生になったときの利用希望がこれまでの実績よりも高い割合となっています。





(16) 進路について



### 3 回答者からの声

意見等
体調の悪い時ヘルパーさんを利用したい。お話の相手や身体動かす運動（リハビリ）出来たらやってみたい。
ショートステイしてくれる場が少なく困っています。親の入院や他の家族の介護などの時2、3日いや1日でも宿泊できる所があればと思います。それ以外は、とてもよくしてもらっていると感謝しております。
私は精神障害の他に脊椎管狭窄症なので背中や腰、足の痛みがあるので家の中の片付け等に福祉サービスを受けたいと思っても手続きが複雑すぎで病院の証明まで必要と言われました。なので、もっと簡単に利用できるようなになれば大変助かります。苫小牧市に引っ越してきた時には親切に教えて頂きありがたいと思っています。福祉ガイドは色分けなどがされていたら見やすいです。
障がい者だけの仕事場を作ってほしい。
生活介護事業所に通所しています。ショートステイをもっと利用できたらありがたいです。 (今は、コロナ渦なので仕方ないかとはおもいますが)
私は発達障害がありますが、軽度なこともあって一般就労をしてきました。体調不良も多く遅刻や欠勤なども多いため周りから変な目で見られたり同じ班の人たちに迷惑をかけてしまうことが多いです。ですが収入面を考えると簡単に障害者雇用を選択できないです。自立したいと思いますが早出や残業が続くと体力的にも精神的にも辛くなるため近年はパートとして働くことを選んできました。正社員として働けたら良いなと思う一方で、通院したり体調管理がしっかりできない（コントロールできるものではない部分）ところがあるためパートから正社員にあがるのが難しく思います。それでもクローズで一般就労していくしか生活できるイメージがわかりません。そういう悩みを相談するにはハローワークの専門窓口ではどこまではなしていないものかもわかりません。個人で本やインターネットで障害について学んでいますが社会参加は困難が多いです。いつでも相談できる場所があれば良いなと思いますが最後は自分で判断するしかないのですが自分で自分のことが把握できないこともあるので客観的な意見があるとありがたいです。
窓口での対応もとても親切で応援されている感じがします。今後もよろしくお願いします。

## 意見等

現在一人暮らしをしているが親のサポートもあり、9割自力で生活出来ている。親にサポートしてもらっている所としては買い物の荷物持ちや雪かきなどだが親が高齢になり、サポートしてもらえなくなった場合どのように誰にサポートしてもらえるか不安なところである。

心臓病で入退院を繰り返していて何時まで生きること出来るか解らない状態で就労については考えられません。60才未満の為介護保険の該当もなく介護用品の購入の補助もないので個人で自費で購入しています。せめて介護用品のリースが出来ると助かるのですが。

自閉症の息子をもつ母が代筆しています。コロナ渦でスケジュールに色々な制約が出来てしまうので本人のストレスが一番の困り事です。できるだけ早く終息して欲しいと願うばかりですが。息子はいろんな方々のサポートがあって暮らしています。ですが人手不足だったりするようです。サービスの従事者が働きがいができるよう援助を希望します。

市外出身者ですが、就職活動など人の繋がりが大切と思われる場面で疎外感（よそもの）を感じる事が、ままあります。また採用面接までたどりついたとしても精神障害はあまり歓迎されないように感じる場面も多く企業の理解に疑問を持っています。いっそのこと市で積極採用してくれば良いのではと思います。早く安定的に働いて社会にご恩返しをしたいと考えていますが、なかなか難しいものですね。そのような中でも現在主にお世話になっている生活支援室、就労支援室の方々には大変親身に相談に乗っていただいています。感謝しています。

同じ病気で困っている人の団体などの情報を得やすいように紹介してほしい。

障害者が入所可能な施設を増やしてほしい。

苫小牧のショート専門の短期入所開設を望みます。入所施設はプライバシーを守ることができないのでGHを沢山開設することを望みます。

以前、障がい福祉課へ相談に伺ったところ一方的にこちらに非があるような言い方をされてとても悲しかったです。普段とても丁寧な対応をしてくださっているので、その落差に驚いてしまいました。私にも原因はあったと思いますが職員の方の説明不足も原因があったように思います。こちらの不勉強で福祉制度や市役所での手続等分からないことがたくさんあります。職員さんには当たり前知識でも、ご面倒をおかけしますが説明してくださると大変助かります。いつも本当にありがとうございます。

## 意見等

手続きに窓口へ行ったときの事です。説明も早口で質問した事には手本に書かれている文章をまた言うという説明の仕方であり、おりにもらっても私の等級で出来る免除などの説明も本人で探して行ってくださいという口ぶりで頼りにならず相談できるような人は居なかった。帰る様せつつかれています。

よく解らないことがあったら聞きに来てくださいますと言われますが立場が違えば頼れるでしょうか。私は病気をしてから記憶力、理解力が衰え耳も聞こえづらくなると自覚しています。子供に教えるように優しい心づかいをお願いします。

障害になりお話を伺った時とても親切に対応していただき、ありがとうございました。経済的な事はまだ解決しませんが今、皆さん大変な時なので、この大変な時を乗り越えましょう。これからも暖かい対応よろしく願いいたします。

家から近い所に安心して身体を動かせる場所が欲しいと思います。

障がい者の働けるところが少ない。障がい者でも自立して生活するための給料がほしい。

今回のアンケートにより「買い物などに連れて行ってくれる支援」があることを知り心強い。但し料金が気になる。サービスは多数あるが国民障害年金のみの収入しかない者でも利用できるのか。

ヘルプマークを知らない方が多いと思います。障がい者も一般の方も知らないので何とも言えないものです。助けを求めることのできる方なら良いのですが、このマークのPRを、もう少ししてほしいです。

自分は内部障がい4級ですが補装具の補助等とても助かっています。今は50代ですがやはり障がいを持っていると将来が不安なので継続して色々なサービスや支援などがあると大変助かります。

現在まで市の障がい施策でお世話になって困ったことはなかったです。障がい福祉課の方々もとても親切で丁寧で、わかりやすく説明してくれました。これから困ったことがあっても、とても安心していきます。これからもよろしくお願いします。

決まった曜日、時間に病院に行かなければいけないため、その条件で働ける会社が少なく再就職が難しい。障害年金をもらっているが今よりもらえる金額が増えれば生活も多少はしやすくなる。

たとえば親が他界して一人になった時とか一人で悩んだ時に気軽に相談できる人や窓口があるとうれしい。療育手帳で公共の乗り物の利用を広げてほしい（JRの短距離にも）

## 意見等

もっと音の出る信号機を増やしてほしい。お年寄りや障がい者のため買い物などで、お金を支払う時機械による会計で見ずらい時があったりするので誰でも分かりやすく見やすいようにしてほしい。手助け、サポートしていただける人が近くにいたらいいと思う。障がい者のひとたちを、もっと理解してもらえるように。

主人は62才です。障害福祉サービスを受けています。65才になると介護保険どちらか選ばなければならないと聞きました。主人は高次脳機能障害の為、他の人との連携がとれません。65才になっても両方のサービスが受けられるように希望します。今後、それぞれのサービスが必要です。今のままですと不安を感じてなりません。生活がしやすくなるよう、よろしく願います。

今回のアンケートひとつとっても福祉部障がい福祉課の窓口で対応してくださる職員の方々は、とっても誠実で安心して分からないことを尋ねることが出来、感謝しています。そこで、以前から考えてたことがあります。市には長生大学など高齢者が学ぶ場があれば世界が広がり生きがいに繋がっていくのではないのでしょうか？例えば障がい者の生活に実際に役に立ち知っていればより心豊かに生きられる。経済（お金）家庭（家族）職業（仕事）地域で生きる（友達）芸術、文化（趣味）教育（勉強）医療（健康）に関する基本的なことを分かりやすく楽しく学べるように幸生大学（仮に）のような取り組みはどうでしょうか。

今年度、高校を卒業したため一般就労を卒後支援体制で支援していただいているが、この先支援体制が不十分な為どうなるか分からず不安です。又、賃金が安く障害者年金が受給できるのか不安な要素が多いです。

まずは体のコンディションを整えたい。（体の調子に波があるので）苫小牧市内で障がい者同士でやれるスポーツ大会などを開けばいいのではないのでしょうか、（例えば卓球とかドッチボール大会とか）。

初めて、このようなアンケートが届きました。苫小牧に住んで3年経過しましたが何か私に出来る事があれば出来る範囲で協力したいと思います。

障がい者の就労場所が少ない。希望する職種が少ない。給料が低すぎて収入を得る目的（生活のため）で働くには難しい。＝やりがいが見つけづらい。家から出ない事が多いので話し相手がいらない就労やリハビリ以外で会話を楽しめるコミュニティが欲しい。情報を発信して欲しい。（メンバーを固定せず色々な人と話をして同じ障がいや病気の人と話して、どうやって生活しているのかとか話を聞いてみたいです）その場にアドバイザーさんや相談員さんなどが居てもらえると安心です。

## 意見等

福祉ガイドブックについて一般に障がい等級が変わった時に受け取れますが法律は変化しているので数年に一度で良いので配布して欲しい。市役所に足を運ぶのも大変な人がいると思います。

苫小牧市には重度の障がいを持つ人の通所施設が少ないと思います。グループホームはもっと無く我が子も市外の施設グループホームに入居しています。どこも人材確保が難しいと聞きますが市民に障がい者のことが、もっと広く理解される事を望みます。

私は障がいと申しましても日常生活に於いては、ほぼ自力でまかなえます。しかしながら、ふとしたおり例えば、つまづきやすいとか。方向転換などに幾許かの困難があります。なまじ凡その事が出来るため、このような困難を周囲に理解されにくいという歯痒さがあります。私のような一見わかりにくい障がいをお持ちの方は、きっと沢山いらっしゃることと思います。そういった者たちへの理解をより多くの方々に持っていただけたらと願っております。此度は、このようなことを申し上げる機会を与えていただき誠に有り難うございました。

本人は障がい者であると思われたいくないので記載するのを拒みました。子に無断でしたが親の私が記入することにしました。この企画は障がい者である我が子が生きるための手助け受けられると思うと涙が出ます。しかし精神障がい者の子は気分むらがあり想像以上に複雑でどのような支援を受けてよいのか分かりません。本人は障がい者であることを隠し家族以外には伝えていません。話し相手は親と主治医で友達もなく孤立しています。そのため他に助けを求めようとせずに苦しんでいます。親である私も70才です子の今後の生活が気になります。どのように精神的に援助してよいのか分かりません。教えてください。お願いいたします。

障がいを持った子供たちが将来働ける場所を沢山、増えるとうれしいです。

進路のことで相談出来る場がない。幼稚園～高校（支援学校など）やその先のことなど統括的に出来るとありがたい。親が独自で進路を探すのが主流になっているが、もう少し行政としても学校、通所などと連携してもらえると、あちこち見学したりするのも正直大変だしスムーズに子供と考えられると所があると良いと思います。進路に関して詳しい情報等を教えてくれる所だけでもあると良いなと思います。もしあるとしても市民にあまり知られていないと思います。

来春から苫小牧市内に支援学校が出来るという事で大変嬉しく思っていますが高等部が設置されなかった事が残念に思います。ぜひ今後、設置される事を願います。

障害や発達等の講習などおおぞら園に通っている時はあったものの子が小学校に行ってからでは殆んどなく聞ける機会があれば嬉しいです。場所も小学校の空き教室など使ってくると参加しやすいです。



## 意見等

卒後の進路先を増やして欲しい。特に重い子を受け入れてくれる施設（日中の場所及び GH, 施設入所場所。皆、苫小牧を出て行ってます。悲しいです。家族に何か起きたら身内で子供の事を見てくれる人がいません。市内でショートステイ出来る場所を確保してほしい。家族がコロナに感染し障害のある子を見てくれる人がいない場合どうしたらよいのでしょうか？不安です。日中一時の利用できる場所を増やしてほしい。

補装具や日常生活用具の給付や支援大変助かってます。

就労支援の A 型事業所を増やしてもらいたい

日常の困り事が大小ありますが相談出来る場所、人が少ないと感じています。

この今の時世では難しそうですが家族の会みたいのがあったり、もしくはそういう場の仲介してくれるそういった会合の開催をしろせてくれるようなのがあったらうれしいです。家族はどうしても理解を得られずに孤になったり周りとは違う悩みがあったりするので。個人が知れる情報は限られているのでそういう情報発信があると助かります。

### Ⅲ パブリックコメントの実施状況

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定にあたり、苫小牧市市民参加条例に基づく市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしました。

#### ○市民意見募集の概要

##### （1）目的

第6期障がい福祉計画（令和3年～令和5年）の3年間の障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標、サービス見込み量等を定めるため

##### （2）意見提出期間

令和3年1月12日（火）～令和3年2月11日（木）

##### （3）意見提出方法

直接持参、郵送（消印有効）ファックス、Eメール

##### （4）結果

※結果を記載